

1. 平成28年第1回郡上市議会定例会議事日程（第5日）

平成28年3月10日 開議

日程1 会議録署名議員の指名

日程2 一般質問

2. 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

3. 出席議員は次のとおりである。（18名）

1番	山 川 直 保	2番	田 中 康 久
3番	森 喜 人	4番	田 代 はつ江
5番	兼 山 悌 孝	6番	野 田 龍 雄
7番	鷺 見 馨	8番	山 田 忠 平
9番	村 瀬 弥治郎	10番	古 川 文 雄
11番	清 水 正 照	12番	上 田 謙 市
13番	武 藤 忠 樹	14番	尾 村 忠 雄
15番	渡 辺 友 三	16番	清 水 敏 夫
17番	美谷添 生	18番	田 中 和 幸

4. 欠席議員は次のとおりである。（なし）

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市 長	日 置 敏 明	教 育 長	青 木 修
市長公室長	田 中 義 久	総 務 部 長	三 島 哲 也
健康福祉部長	羽田野 博 徳	農林水産部長	下 平 典 良
商工観光部長	山 下 正 則	建 設 部 長	古 川 甲子夫
環境水道部長	平 澤 克 典	教 育 次 長	細 川 竜 弥
会計管理者	佐 藤 宗 春	消 防 長	川 島 和 美
郡上市民病院 事務局 長	尾 藤 康 春	国保白鳥病院 事務局 長	藤 代 求
郡 上 市 代表監査委員	齋 藤 仁 司		

6. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 長岡文男

議会事務局
議会総務課
課長補佐

加藤光俊

議会事務局
議会総務課主査 武藤 淳

◎開議の宣告

- 議長（尾村忠雄君） おはようございます。議員各位には連日の出務、御苦労さまでございます。
ただいまの出席議員は18名であります。定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。
本日の議事日程はお手元に配付してありますのでお願いいたします。

（午前 9時30分）

◎会議録署名議員の指名

- 議長（尾村忠雄君） 日程1、会議録署名議員の指名を行います。
会議規則第88条の規定により、会議録署名議員には13番 武藤忠樹君、15番 渡辺友三君を指名いたします。

◎一般質問

- 議長（尾村忠雄君） 日程2、一般質問を行います。
質問につきましては、通告に従いましてお願いいたします。
なお、質問の順序はあらかじめ抽せんで決定しております。質問時間につきましては答弁を含め40分以内でお願いいたします。また、答弁につきましては要領よくお答えされますようお願いいたします。

◇ 武 藤 忠 樹 君

- 議長（尾村忠雄君） それでは、13番 武藤忠樹君の質問を許可いたします。

13番 武藤忠樹君。

- 13番（武藤忠樹君） おはようございます。

議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従いまして質問をさせていただきます。

まず最初ですが、12月の定例会で質問できなかったドローンの活用についての質問をさせていただきます。

これは、消防長には予算委員会の中である程度のお考えは伺いましたけれども、私はこの防災とか、特に水難救助への活用は非常にドローンは有効であろうと思っておりますが、今後のこのドローンの導入に向けた調査、研修、また研究は必要なことだと思っておりますけれども、消防長のお考えをまず伺っておきたいと思っております。

よろしく申し上げます。

- 議長（尾村忠雄君） 武藤忠樹君の質問に答弁を求めます。

消防長 川島和美君。

○消防長（川島和美君） お答えします。

まず、このドローンの消防本部への導入状況ですけれども、全国の消防本部で導入をしているところは非常に少ないです。

岐阜県では、下呂市が初めて昨年11月に導入をされました。

下呂市が導入した機種は、高性能カメラつき、それから自動着陸、自動帰還機能がありまして、非常に操作がしやすく、高性能の割に比較的価格が安いタイプということであります。

消防業務の中でどういうふうにご利用するかということですが、ドローンの見る機能、それから運ぶ、伝える機能、こういった機能を生かした活用が考えられます。

具体的には、山間地や河川での行方不明者の捜索、救命胴衣や浮き輪等の救助資機材の運搬、それからスピーカー搭載によりまして救助を求めている人への連絡・指示、それから倒壊建物や有毒ガス、2次災害が予想される現場等の人が入りできない場所での捜索や有毒ガス測定を含めた情報収集、林野火災での状況把握、地震・水害・雪害等の被害状況の確認等が考えられます。

導入の効果としましては、行方不明者の早期発見につながる可能性、事前に広い範囲の現場を把握することによりまして隊員を安全に活動させることができる、情報収集が迅速に行われ、活動時間の短縮や効率的な活動につながる等、消防活動に非常に有効な資機材であるというふうにご考えております。

ただ課題もありまして、強風下での使用は不可能ですし、雨水の浸入によりまして操作不能となります。

風速は5メートルを超えると使えないというようなことを聞いております。

それから、空を飛ぶ機械でありますので、機器のトラブルとか操作ミスによる墜落、それから衝突の危険性もあります。

あと、墜落時の損害賠償責任やプライバシーの侵害等があります。

あと、ドローンはまだまだ開発途上というようなこと、こういったことの課題があります。

結論としましては、当本部として消防装備として画期的な資機材になると予想はしております。今後の機体の開発状況や他本部の運用状況を調査・研究しまして、導入について検討をしていきたいと考えております。

あと、機会を捉えて、職員を研修に参加をさせていきたいというふうにご考えております。

以上です。

(13番議員挙手)

○議長（尾村忠雄君） 武藤忠樹君。

○13番（武藤忠樹君） ありがとうございます。

そういつて前向きに捉えておっていただくということで、非常に心強く思いますので、よろしく

お願いいたします。

毎年、川での事故があるわけですから、こういったドローンを活用されて行方不明者が早期に見られ、命が救われるといったことが今後あるかもしれませんので、ぜひとも調査・研究を続けていっていただきたいと思います。

次に、CFCという活動に対する考えとお書きしましたが、このCFCというのは、チャンス・フォー・チルドレンといった活動を行っている活動組織のお話であります。

このチャンス・フォー・チルドレン、家庭の経済格差による子どもの教育格差を解消し、貧困の世代間連鎖を断ち切ることを目標として設立されております。

個人での支援は1日30円で、1回につき1,000円が1口となっております、この経済的な困難を抱える子ども達に塾や習い事、体験学習等で利用できる学校外教育バウチャー（クーポン券）を提供しているという点であります。

よく言われます、ゆとり教育が導入されて、そのあいた時間を塾に通ったり習い事に行ける子どもと、経済的な理由でそういったところに行けない子ども、その中に教育格差が生じたという指摘がされております。

このゆとりのあいた時間、塾、習い事に向かえる子ども、そうでない子どもの、この格差を生む、そして貧困の連鎖を解消しようという目的で、このCFCといった活動がなされているわけですが、こういった取り組みに対して、行政、行政の中でも就学補助とか、生活保護、奨学金、まあいろいろな取り組みがあるわけでありましてけれども、これはまあ義務教育に限られておると思っています。

これは、このCFCというのは義務教育以外、塾とかいろんなところが登録してあるんですけれども、習い事、スポーツ、サッカー教室、スイミング、スポーツ教室、ピアノ教室、音楽教室、絵画教室、塾、そろばん、習字、パソコン教室、外国語教室など、いろんな3,000以上の教室でこういったバウチャー（クーポン券）を使って、子どもたちが学ぼうという意欲のある者はできる、特に貧困な経済的な余裕のない家庭に、こういった子どもに対しての提供だと思っておりますけれども、こういったことが郡上市でも取り組むことができないのか、このCFCも行政との協働といったことも取り組んでみえます。

現実、今、大阪市ですか、大阪市ではこの公的なお金を、公的な資金を使って、このCFCという活動を行ってみると聞いておりますが、郡上市のこういった取り組みはできないかということ、教育長並びに市長にお聞きしたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（尾村忠雄君） 教育長 青木修君。

○教育長（青木 修君） いわゆるそのCFCそのものについて、どうすべきかというお答えをする前に、実際に家庭が教育に関してどういった形で支出をしているかということについて、とりわけ、学校外活動を中心に少し文部科学省が平成26年度に子どもの学習費調査をしておりますので、その

結果について少し説明をさせていただきたいと思います。

一般的な傾向になりますけれども、経済的な状況とそれから学力など教育状況にはある程度の関連があって、教育費の負担を家計に依存する割合は我が国は他国と比べて比較的大きいというふうに言われておりますので、所得の格差が教育水準の格差の要因になったり、教育そのものが家計の重い負担になっているという、こういった傾向というのは指摘されているところです。

そこで、保護者が教育費をどの程度負担をしているかということですが、学校教育、それから学校外活動に支出する費用は年々増加の傾向にありますが、公立と比較して、とりわけ私立学校はその費用が多いというふうに言われております。

そこで保護者の支出する学校教育費、それから学校給食費、そして学校外活動費の合計である学習費の総額が、公立幼稚園では年間に約22万円、それから公立小学校では約32万円、公立中学校では約48万円、そして高校では約41万円となっております。

幼稚園3歳から高等学校3年生までの15年間の学習費の総額を全て公立学校に通ったと想定した場合には約523万円、それから私立の学校に通った場合は約1,770万円が支出されているということ。

そこで、学校で行われている部活動以外の学校外での文化、それからスポーツ活動、そしてこういった活動と家庭の経済状況との関連についてお答えしたいと思いますけれども、学習費の総額の中で、学校外活動費、これは学習塾などの補助学習費とスポーツ、それから文化活動等の校外活動費ですが、学習費総額に占める割合が、公立小学校では68.2%、それから公立中学校では65.3%で、保護者が支出する教育費のかなり多くの割合を占めているということになります。

その校外活動費のうち、補助学習費と言われる家庭教師、それから学習塾、図書の購入費については、小学校6年生で年間15.3万円、それから中学校3年生で年間38万円、それ以外のいわば体験活動であるとか、あるいは習い事、そういったそのスポーツや文化の活動にどのぐらい支出がされているかといいますと、小学校6年生で年間13.2万円、中学校の3年生で年間5.5万円となっております。

今のお答えをしたように、やはりその教育費の中で学校外活動費にかかる費用というのは、かなり大きな割合を占めますので、家庭の経済状況によってこうした活動ができないとか、あるいは支障があるといったことがあれば、これはやっぱり行政としても一定の責任を負わなければならないというふうに捉えております。

そこで、郡上市の場合は、CFCのようにクーポン券を渡して習い事とか、あるいは活動の支援をするということは現在はおしていませんけれども、さまざまな補助金とか、あるいは交付金も含めてですけれども、財政的な支援をしながら、できるだけ多くの子どもたちが文化活動やスポーツ活動に親しめるような、そういう配慮は現在はおしてあります。

少し紹介をさせていただきますと、文化活動につきましては活動団体への補助、それから学習講

座、体験活動などの事業をしておいて、なるべく身近なところで少ない費用で活動ができるような、そういった事業は進めております。

例えば、公民館での茶道教室ですとか、おはやしのクラブももちろんそうですし、合唱団、あるいは太鼓そういったものも、そんなに多くの額ではありませんけれども補助金を支出しているということがあります。

それからもう1点、伝統文化親子教室事業、これ文化庁が行っているものですが、そういったところにもこちらとして申請をし、認めていただいて、日本舞踊とか華道などができるよう、そういった意味での活動を少しでも少ない費用でできるようになっていくこととしての配慮はしております。

また、短歌とかあるいは郡上おどりや白鳥おどりといった伝統芸能についても学校で行う活動についてはもちろんですが、学校外での指導についても指導者を派遣するとかといったことで、特色ある文化活動について、そういった形でのその補助というのをしております。

スポーツについてもほぼ同様でして、例えばその体育施設の使用料の減免ですとか、それから少年のスポーツ活動についての額を補助するといったようなことも含めて、いろんな形でいろんな種類のスポーツを楽しめるという範囲での支援策というのを講じている。

ただ、必ずしもそれで十分というふうに私たちは認識しているわけではありませんので、今後の大きな課題として、文化それからスポーツ活動にできるだけ多くの子が参加をし、その個性や能力を伸ばすということができるよう、何とかもう少し利用しやすい方策がないものかというふうに考えているところですが、1点目として考えておりますのは、今幾つか事業を申し上げましたけれども、これは必ずしも全ての保護者や全ての子どもたちに十分理解をしてもらっているというふうには言い切れない状況にあります。

そこで、こういうスポーツをしたい場合にはこれがありますよとか、こういう活動をしたい場合にはこれがありますよというような形でできるだけわかりやすい情報の提示をするということが一つ言えるというふうに思いますし、それからもう1点としては、学校外での活動を、これはあくまで検討事項になりますけれども、やはり移動手段がなかなかないがために十分活動ができないといったケースもありますので、施設の整備とともに、そういった移動手段を確保するという方策がないものかということについても、これも検討を加えていきたいと思っております。

それからもう一つ、その放課後子ども教室の充実ですとか、特に中学生で十分学習がうまくいっていないというそういった子どももおりますので、そういった子については中学生に対する補修授業という形で、何とかその地域未来塾の開設の検討をできないかというふうに考えておるところで、この地域未来塾については、文部科学省のほうで補助的な予算をつけてくれる可能性がありますので、そういったことについて今後も検討を進めていって、できるだけ多くの子どもたちが学習にし

ろ、あるいはスポーツや文化活動にしる、郡上市内に生活する子全てがそういったことに極端なその不公平感がない形で活動に参加できるような配慮をしていきたいというふうに考えております。

○議長（尾村忠雄君） 市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） 私のほうからもお答えをいたしたいと思いますが、近年、日本の社会においてさまざまなこの格差が広がっているのではないかということが言われております。

そして御指摘がありましたように、特に親御さんの所得格差というものが子どもさんの教育を受ける機会の格差というようなものにつながって、いわば格差の再生産というようなことになっているのではないかというようなことが指摘をされております。

そうしたことの実態があるというふうに私どもも思っておりますけれども、それに対する対応の施策として、まず、できるだけ日本においてはやっぱり公教育に公が財政をつぎ込むことということが必要だというふうには思っております。

また一方、その親御さんの所得格差というものがそういう結果を招いているとすれば何らかの形で、就学支援というような形の金銭的な支援というものも必要だというふうに思っております、いろんな施策を講じております。

御指摘のありました、そのいわゆるチャンス・フォー・チルドレンと、いわゆるバウチャー制度とか、クーポン券制度というようなことで、特定のサービス、商品に対する引きかえ券のような形で、金銭給付と違って、一定の意図したサービスを選択して受けていただけるという意味では1つのすぐれた方法であるというふうに思っておりますけれども、また一方では、そういう形で対象者に対してそういうバウチャー券あるいはクーポン券というようなものをお渡しをして、いわばその御本人の選択に任せて必要な教育サービスなり、いろんな習い事サービスなりを選択されるということだと思っておりますが、その方策はかなりまたある意味ではそちらのサービスの提供側の体制が整っていないければ、なかなか難しいという面もあろうかと思っております。

そういう意味で、今の郡上市の地域社会の一つの実情に即したのものとしては、先ほど教育長が申し上げたようにいろんな形で、あらゆる形でいろんな文化活動であるとか、体験活動であるとか、スポーツ活動であるとかということの機会に接しられるように、そしてそこに対して、個々の方々に対するバウチャー券、あるいはクーポン券というようなことでなくて、できるだけそうしたことを場を提供する組織なり、団体なり、あるいはまた直接公が提供するということもあるでしょうけれども、そうした形でできるだけ支援をするということを、やはり郡上市としては基本にして今やっているということだと思っております。

しかし、その中に今、教育長が申し上げましたように、いろいろとさらに拡充、充実をさせなければならぬ要素もあると思っておりますし、また御指摘のような制度も、あるいは郡上市にとっても一部導入することもあるいは可能かもしれませんのでよく検討をして、やはり狙いは子どもさんたち

のでできるだけいろんな意味での教育の機会均等といいますか、チャンスをつくってあげられるということに向かう必要はあるというふうに認識しております。

(13番議員挙手)

○議長（尾村忠雄君） 武藤忠樹君。

○13番（武藤忠樹君） これはもう前向きな答弁いただきまして、ありがとうございます。

私もスポーツを子どもに教えとっていつも思うんですけども、昔はそれだけお金がかからなかったんですね。体操服に背番号を縫ったぐらいでしたけど、今はもうユニフォームから、靴から、野球でしたらグローブ、バッド、本当にお金がかかる、スポーツもお金がかかるようになったなって気がしていますけれども、例えばスポーツ店に行ってそういった道具をそろえるための費用とか、いろんな形でのその個人がやりたいと思ったスポーツができるようなこととか、また郡上八幡もスポーツクラブがありますので、スポーツクラブの加入金、保険のお金とかいろいろありますので、やっぱりそういったところに対して、個人的な支援ということもある程度できるようにしていく必要はあるのじゃないかなという気がしています。

今後の課題としていろんなことがありますけれども、この大阪市が今先ほど紹介しましたけれども、ここだけは公的資金を入れて、このCFCと協働するということをやられました。こういったことも自治体との協働によるバウチャー提供っていうことにつきましても、今後、郡上市としてもぜひとも研究していただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

そこで、この奨学金の、僕も質問すると思って、先日銀行に行きましたら、返還無用ってこの文字が非常に響いたんです。返還無用の奨学金です。これ40名に限られてるんですけども、郡上市の奨学金は、郡上市に帰ってくれば返さなくてもよかったんですかね。何か返還をしなければならない奨学金だと思います。

今ある財団ですけども、返還無用の奨学金というものが出始めております。

僕も初めて知ったんですけども、郡上市のこの今の奨学金の中でも、この返還無用といったことについても今後取り組んでいく必要があるんじゃないか、奨学金をもらって学校へ行って就職したら、そのお金を返してくださいでは、いかにも何か将来のその子たちに対しての負担になってくるような気がしますので、そういったこと、すぐにはできるとは思いませんけれども、今後この奨学金制度のあり方っていうことについても、もしお考えがあったら教育長どうですか。お考えを伺っておきたいと思います。

○議長（尾村忠雄君） 教育長 青木修君。

○教育長（青木 修君） 教育委員会としても、これからの奨学金のあり方については、例えば目的なり条件を設定した上での返還免除をすとか、あるいは場合によっては給付型としての奨学金の制度を創設すとか、今後さまざまな検討を加えていって、進学した、あるいはその進学した先か

らさらに就職した後の極端な負担にならないような形での奨学金制度はないかどうかということも、今後は考えていきたいと思ひますし、できるだけ郡上に戻ってきてもくれるような形での奨学金も検討してきたいというふうには思ひてます。

(13番議員挙手)

○議長(尾村忠雄君) 武藤忠樹君。

○13番(武藤忠樹君) ありがとうございます。

そうですね、奨学金もらってやっぱり就職した後にそれが負担になる、何百万円というお金を返さなきゃならないということが負担にならないような方法も考えていただきたいなと思ひてますので、ぜひともできれば郡上へ帰ってきてと思うんですけども、この先ほど紹介しましたCFCといった組織の中で、子どもたちに課せられてるのは1年に1度手紙を書きなさい、寄附してくれた人に手紙を書きなさい、御礼の手紙を書きなさいってということが、どうも条件になっているようであります。

例えば、その郡上市の奨学金のあり方の中でも、やっぱり奨学金をもらって上の学校へ行った場合に、1年に1回は郡上市に手紙を書きなさいとそれによって減免しますとか、そういった形も今後取り入れられると、子どもと郡上市がつながった状態でいつまでもやっていけるんじゃないか、また、そういった気持ちも芽生えるんじゃないか、もらったものを返すでは、返したらあとは私は知らんってということになりかねませんので、そういったことも今後取り組んでいただきたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

最後の質問になります。

維持管理、費用対効果といった質問であります、この建設費は17%に過ぎず、83%の維持管理費が必要と言われてますが、これはまた横文字で申しわけないですが、LCC——ライフサイクルコスト、建物とかいろんな橋もそうですけども、ものを使ったそのものの一生をライフ、一生を一つの費用として捉えて計算し、そうするとその中での建設費といったのは17%に過ぎない。17%以外の残りの83%は維持管理費であったり、修繕費であったり、取り壊しまで入れてが83%かかるということだと思ひますけれども、今まで郡上市の中でいろんなものがつくられてきました。

いわゆる箱物といったものですが、この庁舎もそうなんです、維持管理ということは、それほども私たちがそんなに考えずに建物をつくってきまして、その費用が今どうなってるか、維持管理費がどれくらいってるのかも余り皆さんも知らないです、私たちがそういった計算の仕方はしてこなかったわけですが、今後、今まで建設されたもの、また今後も計画されるといったものもあると思ひますが、そういった施設のこのLCC——ライフサイクルコストといったものについての議論をしていかないと、やっぱり将来の財政負担になってくるんじゃないかな、そんな気がしてきます。

そういったものに対するお考えを伺いたいと思いますが、今日本で一番このLCCが問題になっているのは、例の新国立競技場であります。

これは将来負の遺産になるんじゃないかと言われている、まあそういつて言う人もいるぐらいです、建設費ばかりが問題になりますが、その建設費の下には膨大な財政負担が将来待っているといったことも私たちは頭に入れて取り組んでいく必要があると思っておりますが、ただいわゆるこの公共施設、また行政が取り組まなければならないいろいろなものには、また別の意味も含まれていると私は思っています。

必要なものは市長としてつくっていかなければならないと思いますが、その投資に対する費用対効果、また維持管理経費を今後どう考え、どう取り組まれているのか、お考えを伺いたいと思います。

そんな中で、そういったことに危機感というか、維持管理費を少しでも軽くしようということで、今はやっているのが、図書館にテナントとして喫茶店を入れるとか、居酒屋を入れるとか、市場を入れるとか、まあ市場の中に図書館をつくるといった形でしょうけれども、そんな取り組みもなされているところが全国にあります。

そういったことが私は全部それがいいことだとは思いませんけれども、そういった維持管理費、費用対効果といったことに対しての市長が今後どういうお考えで取り組まれるのかお伺いしたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（尾村忠雄君） 市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） お答えをいたしたいと思いますが、今、武藤議員のお話になりましたLCC——ライフサイクルコストという、例えばある公共施設でありますと、最初の基本構想とか設計とか建設、そしてできればそこにそれが完成すれば人を配置して、いろいろなサービスをする、そしてまたその建物が老朽化する、あるいはリフォームをしなきゃならんというようなことで改修とか、そういうようなことがあって、最後の除却費まで含めた生涯のいわば建物の生涯のコストの中で、最初の建設は十七、八%に過ぎないと、これは今こうしたことについての一般的に言われている一つの理論というか、そういうものであろうかというふうに思っています。

恐らくこの数字はいろんな意味で、物によっては多少の動きはあるとしても実態はそのようなことであろうかというふうに思っております、私どもも何らかのいわゆる例えば行政でいうと箱物といいますか、そのようなものをつくるときに、とかくその初期の建設費だけのことをいろいろ頭を使いますけれども、そうしたものができ上がってからの長い年月における運営管理費とかそうしたもの、あるいは最終的にはその建物が老朽化して使えなくなって除却をするというところまでの、しっかりその建物の生涯を見通した上で物事をやってみるかという観点でありますけれども、これは非常に大切なことであるというふうに思っております、今後ますますそうした観点で建物を

いろいろと新しいものをつくったり、あるいは古いものを廃止をしたりとかっていうことが必要だろうというふうに思っております。

今、今年度27年度と28年度で郡上市の公共施設の総合管理計画というのを策定をするために、基本的なデータを集めておりますが、700以上ある郡上市の公共施設、今一つ一つ建物は幾らかかかったとか、最近の運営費は幾らぐらいであるかと、あるいはその建物の利用状況はどうかというようなことを調べております。

それで、そういうことで将来にわたってのいろんな方針を立てていかなければいけないというふうに思っているところであります。

問題は御指摘のように、こうした公共施設の整備に当たっては、それをやるべきかやらざるべきかとか、あるいはそれが初期の目的に向かって、対してちゃんと機能を果たしているかどうかというようなことをはかる尺度としての、先ほどおっしゃった効用とか効果というものの立て方がなかなか難しいといえますか、民間であればこれがこういう投資をして、これがもうかるか、もうからんかという、最後はそういうことで集約できるんかと思えますけれども、こうした地方公共団体の施設は、場合によってはやはりとにかくそういうサービスを提供しなければならないというようなことの中でつくられるものもあるわけでありまして、その辺はちょっと難しいところもあるというふうに思ってますが、基本的にはやはり何らかのそういう民間における利潤というようなことではありませんが、やはり施設においては万度に利用されているかどうかとか、あるいはそこにおいて質の高いサービスが提供されているかどうか、住民の皆さんにも満足していただけるようなサービスがされているかどうかというような観点から、常にやはりそうした効用というものをしっかりウォッチしていかなければいけないというふうに思っております。

今回もいろいろ新年度予算にも提案させていただいているような新しい施設もありますけれども、できるだけ先ほどおっしゃったようなこの建設コストは長い目で見るとかなりその割合は低くて、その後、一旦つくればそういうコストがかかっていくんだということをやはり織り込みながら、財政計画というものを立てていかなければいけないということは思っておりますので、そうした観点を常に忘れないようにしていきたいというふうに思っております。

それから、後段の御質問でございますけれども、今いろんな形で公共施設の中に民間施設を一部入れられるというような場合、あるいはもっと逆に、公共施設として図書館なら図書館を建てるのではなく、駅前の再開発ビルの一環としてつくられたものの中に、逆に公共施設が入っていくというですね、そういうあり方もあるようでございまして、例えば宮城県の大崎市あたりでは、そうした方式での図書館がつけられているようであります。

これはやはり公共施設の整備ということを考えたときには、こうした柔軟な発想というものはそれが活用できるような条件さえ整えば、やはりそうしたことも考えていくべきではないかというふ

うには考えております。

それから、自治体そのものが公共施設としてつくったものの中に、一定のやはり利用者の利便ということも含めて何らかのレストランであるとか、コーヒーショップであるとか、いろんなものを共存させるということは、その施設本来の目的を損なわない限りにおいてはこれもまた柔軟に考えていってもいいのではないかというふうには思っております。

最近できました岐阜市のメディアコスモスという図書館でありますけれども、スターバックスが入ったり、いろんな形でにぎわいというものを、図書館本来の目的を損なわない範囲だろうと思っておりますけれども、やっておられますけれども、そうした試みもあっていいのではないかというふうには思っております。

ただ、私は図書館に関して言えば、図書館の運営そのものは地方自治体の社会教育行政なり、そうした教育委員会で所管しておりますけれども、そうした行政の本体そのものであるというふうには思っておりますので、安易に民間に指定管理者制度によって、丸ごと任せてしまうという考え方は私の頭の中にはございません。

(13番議員挙手)

○議長（尾村忠雄君） 武藤忠樹君。

○13番（武藤忠樹君） ありがとうございます。

私も図書館好きで随分図書館を利用するんですけども、今市長の言われたように、やっぱり一定の線は保ってほしいなという気がいつもしてますので、何が何でも維持管理費を考えて、こうしたテナントを入れたり、どうとかなには余り賛成できかねる立場であります。

そういったことを市長の言葉からお聞きして非常にうれしいなと思っておりますし、今回市長の答弁に随分柔軟な言葉が出てくるのは、また出たなって感じがしておりますけれども、市長のその柔軟な対応といったことも今後も期待していきたいと思いますが、私はこのLCCに興味を持ったということは、ことしから作業道に維持管理費30万円を上限ですけれども出るようにしていただいた、作業道というのは私も林業やっておりますのであれですが、つくるときには市もかさ上げして95%までは出してくれるからということで安易に作業道をつくると、もう5年もするとまた林に戻ってしまうっていうような形で、その維持管理費に非常にお金がかかるということが経験としてわかってます。

ただ、それをやって材木の搬出費が少しでも安くなれば、その維持管理費が浮くという発想で、費用対効果ですね、作業道の費用対効果ということも考えて作業道の着手をするわけでありましてけれども、やっぱりその民間でしたら、この費用対効果を考えて、これに維持管理には100万円かかるなら、このものがあることによって100万円の利益が出せるといった計算の上で民間はやるわけですけれども、行政においては、例え赤字であろうがやらんらんというのが、官と民の違いだと

思っています。その辺のところ、先ほど言われた利用度という話、またこれが費用対効果の中での利用度の問題なんですけれども、これは高松市だったと思いますが、全ての建物のやっぱりそういった運用状況、利用度、維持管理費を年間ごとにはじき出して、今後どうあるべきかということに対応されて、それがネット上で公開されておりますので、ぜひ郡上市もこの700以上ある公的な施設を、そういった目でもう一度見直していただきたいなと思っておりますし、今回も出ておりますが、無償譲渡でいろんな公民館が各自治体にわたってますが、これは非常にいいことだと私は思っています。

こうやってやっぱり自分たちの公民館的なものは自分たちで守るんだといった地域の動きが今後進んでいって、それが行政のやっぱりその維持管理費の負担が軽減していくのであれば、これは今後も大いに進めていっていただきたいなと思っております。

まあそんなことで郡上市も1歩ずつこういったことの考えを持って、財政負担を減らしていくということも非常に大事なことだと思っておりますので、今後の市長の柔軟な対応に期待をいたしまして質問を終わりたいと思います。

よろしく申し上げます。

○議長（尾村忠雄君） 以上で、武藤忠樹君の質問を終了いたします。

◇ 渡 辺 友 三 君

○議長（尾村忠雄君） 続きまして、15番 渡辺友三君の質問を許可いたします。

15番 渡辺友三君。

○15番（渡辺友三君） おはようございます。それでは、ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従いまして質問をさせていただきますが、昨日も複数ありました世界農業遺産認定を受けてということでございまして、重複する点もあるかと思っておりますけれども、通告どおりに質問させていただきますので、よろしくお願いをいたします。

まず1点目でございますが、仮称でありますあゆパークへの市のかかわり方についてということで御質問申し上げますが、昨日も申されておりましたように、12月15日に清流長良川のアユが世界農業遺産として国際連合食糧農業機関から認定を受け、県を挙げての記念式典も行われておりました。

今後においてもやはり里川における人とアユとのつながりというこのテーマのもとに、数々の取り組みもなされてくることでしょう。

そこで、郡上市民が関心を深めるのが、長良川、白鳥町の長滝に計画されております（仮称）長良川あゆパークへの関心であろうかと思えます。

この仮称あゆパークについては、これまでも複数の同志議員も質問をされておりました。そして

その都度に答弁もいただいております。

また、全員協議会等でも説明を受けてきましたけれども、県の事業で整備をされ、その後は市のほうで管理をしていくというような、簡単に言えばそのような説明であったかと理解をしておりますけれども、多くの市民の方々は、これは郡上市にとって後々お荷物になるのではないかと、今も負の遺産というような言葉も出ておりましたけれども、いろいろな心配をされております。

そんなことから、県から建設費用だけ郡上市がもらって、現状の道の駅等を整備することで済まされないのかとか、また誰が管理を行っていくんだろうなどという事業に関してのさまざまな声が聞こえてもおりました。

しかし、この今回の世界農業遺産認定を受けて、県の取り組みは進んでいくことと思います。

そこでまず1点は、県は今どのような施設の構想を描いてみえるのか、また認定前の考えと認定後での構想に関する変化はあったのか、またそれに関しまして市としては（仮称）あゆパーク構想にどのように対応されていくのかを、お考えをお持ちなのかをお伺いをいたしたいと思います。

まず1点目をよろしくお願いたします。

○議長（尾村忠雄君） 渡辺友三君の質問に答弁を求めます。

市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） お答えをいたしたいと思いますが、今お話がございました県が現在私どもの郡上市の白鳥町長滝地内に整備を進めております、仮称長良川あゆパークというものでありますけれども、これは非常に長い期間この事業はもう検討が進められてきているものでありますけれども、現在の長滝の白鳥道の駅の南側のところ、大体1.9ヘクタールぐらいの区域でありますけれども、そこに長良川あゆパークというものをつくりたいと、こういうことでございます。

事業費は大体5.3億円ぐらいというふうに聞いておりますけれども、それで事業の趣旨は、これはもともとは長良川河口堰関連で長良川の内水面漁業を振興させようということの発想の中から生まれてきたものではあるわけですが、現在、県のほうで考えておりますのは、この長良川の今回特に清流長良川のアユというようなことで、農業遺産の認定を受けたということもございまして、あるいは従来からの経緯も含めて、長良川の内水面漁業の振興、あるいはこの長良川に関するさまざまな県民の理解、学習、体験、そうしたことに資する施設としてつくりたいと、こういうことだろうと思います。

で、整備のスケジュール的に申し上げますと、大体28年度に現在あの想定されている土地については、河川敷等の河川法上の3号地と通称言っておりますけれども、国有地がございまして、ここを県のほうで自由に使えるようにしなきゃならないということで、そうした手続が進められておりますけれども、そうした手続を済ませて、28年度はいろんな基盤と申しますか、その地盤のいろいろと施設の上物の整備をする前のいろんな整備、あるいは親水護岸の整備とかといった、こうした基

盤整備にかかり、29年度で中核になる施設、建物を1つ考えておりますけれども、そうしたものを建てて、平成30年度にオープンをさせたいと、このようなスケジュールで進んでいるところであります。

で、施設のコンセプトとなるものは、この体験機能、いろんな伝統漁法等の体験ができること、あるいは学習機能、アユの生態であるとか、この清流長良川のいろんな自然環境とかいろんなことを学習できる機能、あるいはアユ等を初めとした食文化の学習とか、そのようなことができる者、そして内外に向かって情報発信ができる機能と、このようなものを備えた中核施設をつくってほしいというようなものでございます。

この中には、一定の例えば食事を楽しんでいただくような機能も備えたいというふうに今話が進んでおるところでございます。

で、この施設につきましては、世界農業遺産の認定されたことによって、何か考え方が変わったかというお尋ねでありますけれども、県は世界農業遺産の認定はずっとここ二、三年かけて目指してきておりますので、一応そういうものをやはり織り込みながら基本構想を練ってきていただいているというふうに思っておりますが、しかし、この間の世界農業遺産のローマにおける知事の説明でも、農業遺産の認定を受けたことの情報発信機能であるとか、ただいま申し上げた学習体験というような機能、そういうものをこの世界農業遺産のアクションプランの一つ、重要なプロジェクトの一つというふうに位置づけて進めていくということを説明しておられたところであります。

今後、この施設につきましては、もともと合併前の白鳥町で手を挙げたときから、施設の完成後の管理は町が引き受けますという形で条件応募をされておりますので、当然郡上市が岐阜県から指定管理者というような形で指定を受けて、実際の運用をしていくということになるというふうに思っておりますし、そのように既に覚書も締結しておるところであります。

ただ、御心配いただくように、この指定管理制度というのは、それを委託する側はなるべく指定管理の委託費を少なく抑えたいということですし、また受ける側はやはり指定管理者として一定の、もちろんいろんな意味で採算収入は確保できるものはいいんですけれども、経費というものについて一定のものは委託をする側からいただくということが必要だろうというふうに思いますので、そうしたことは適切にその決定がされるように県とよく話し合っていきたいというふうに思っております。

先ほどの武藤議員のお話ではございませんが、県が施設整備だけはしてくれたけれども、それは全体の17%か18%で、あとの八十数%は郡上市が全部持たなければならないなどという状態にはならないように、しっかりむしろ前向きに県と連携をしながら、今回の世界農業遺産の認定という追い風もこれをプラスにできるように、そして私は思うんですけれども、郡上市内に県の施設というものはこれまで、まあ行政の庁舎は別とすれば、県立高校ぐらいしかないこの郡上市に、道路等は別

ですけれども、1つの施設をつくってもらうという好機でもありますので、しっかりこれを郡上市のためにも、そして岐阜県のためにも生かしていける施設として、みんなで知恵を絞っていききたいというふうに思っております。

(15番議員挙手)

○議長（尾村忠雄君） 渡辺友三君。

○15番（渡辺友三君） ありがとうございます。

やはりただいま市長が申されたように、県の施設がないということで、これをいかに活用していくかというのが大変これからの重要なことだと思いますし、また、このように県の取り組みとしても当然加速されてくると思います。

どうせこの事業が進められるのであるのならば、より多くの市民が懸念を抱いていた赤字の箱物にすることなく、この世界遺産認定を絶好の機会と受けとめて、提案の段階からまた設計の段階から郡上市が主導権を握るくらいに積極的提案を行い、大いにこの活用をしながら郡上市、また地域の振興につないでいくことが最善と考えるわけですが、当然、道の駅白鳥の朝市の物販等の販売ですとか、そのリニューアル計画も同時進行をしていただきながら、また白鳥白山文化博物館、そして長滝白山神社等が、この相乗効果でより地域への活性化、経済発展を示していけるような、例えば、やまとの道の駅フィールドミュージアムでありますとか、古今伝授の里等での相乗効果もあるように、また八幡町で言えば、産業振興公社からお城、そして博覧館等々での相乗効果を醸し出しとるといようなことを考えますと、当然この白鳥のあの地域にこういうものができる一つの成果も上がるのではないかと、今思うところでございます。

実際に、自分はこの施設できることに対しまして、大変不信感も持っておりましたけれども、ここまでくると逆にこれ大いに郡上市がリードしてやっていくべきではないかというようなことも思っておりますが、また郡上市の水産をうたうにはやはり和良川の和良アユでありますとか、石徹白水系の漁法など、カワウ漁法に関してのこんな発信法も、発信源としていくことも1つ大きく含めていく必要もあるんじゃないかと考えます。

和良アユに関しましては、立派なこういうパンフレットもできておまして、これに和良アユの説明がしてありまして、これアユの塩焼き1匹買うとこれがついてくるというようなことで、ステッカーもいただいておりますけれども、そんなことも和良アユとしてはやってみえるわけですが、市としてこういうことに積極的に取り組んでいくことが最善策かと思っておりますけれども、市長いかがお考えでしょうか。

○議長（尾村忠雄君） 市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） お答えをいたしたいと思いますが、この長良川あゆパークですけれども、立地をするところが郡上市においても冬季間かなり雪の深いところでもあるというようなこともあり

まして、この施設の1つのつらいところ、ウィークポイントは若干そういう季節性ということで、通年の集客魅力というものをどう確保していくかという問題があるかというふうに、従来から言われていることですが、課題ではあるかというふうには認識をいたしております。

しかし、そうした点もできる限り克服をしながら、そして、今お話がございましたように、この地区はいわゆる白鳥の道の駅があり、また白山文化博物館もその広場に向けて入り口をあけているわけですが、こうしたものがやはり複合的なその施設として、にぎわいの拠点として機能をするということが必要だというふうに思いますので、全く私もこれをいろいろ経緯はありましたが、課題もあるというふうに思っておりますが、これまで進めてきたわけですので、これを好機と捉えて、いい施設ができたと言ってもらえるような施設にしていきたいというふうに思います。

そうした意味で、郡上市が主導権をとるぐらいとお話ございましたが、この問題については県はずっと郡上市のこちらの関係の団体、漁協であるとか、いろんな方々の意見も踏まえながら、これまでも構想を練ってきたということでありまして、これからもいよいよ運営について、どういふふうに知恵を絞っていくかというようなことであると思います。

例えば、体験メニューをどういふふうにつくっていくとか、あるいはじゃあ先ほど申し上げました個々の中核施設で供する食というようなものどういふふうにするかとかですね、一つ一つとっても、地元の関係の皆様協力なくしてはできないものでありますので、これまで以上に密接にいろんな知恵を絞っていただき、あるいは協議検討をして、開設に向けて準備を進めていっていただくように郡上市としては最大限の努力をしていきたいというふうに思っております。

それから、今回郡上市において、長良川というものが世界農業遺産の一つの上流域、中流域というような形で認定を受けたわけですが、御指摘のようにこの郡上市は、和良川、飛騨川、木曾川というふうに流れる水系の区域もあり、あるいはまたお話のあった石徹白は九頭竜川へ流れ込む水系であったり、あるいは一部ひるがの高原においては莊川のほうへ流れていく水系があったりということで、郡上市域は大きくいえばそういう四大河川の流域にまたがっているわけですから、もちろん今回は長良川の世界農業遺産ということですが、これを機にももちろん郡上市としては和良川のアユの振興や、あるいは石徹白川で今行われておりますキャッチアンドリリース、こうした漁業の振興であるとか、こうしたことはやはり同じように目配りをして振興を図っていく必要があるかというふうに思っております。

そうした和良川のアユとか、そうしたものも含めてこの名称は長良川あゆパークですが、1つはそういう意味で、アユというものについての情報発信はできるのではないかというふうに思っておりますけれども、郡上市としては長良川あゆパークについてこれから県といろいろ協議を重ねられていくわけですので、ここで断言はできませんけれども、郡上市の課題としてみれば、単に長良川流域だけの水産振興であったり、いろんな施策の展開ということになしに、やはりただいま

申し上げましたような全域に目を配りながら必要な施策を展開していくことは重要であるというふうに認識をいたしております。

(15番議員挙手)

○議長（尾村忠雄君） 渡辺友三君。

○15番（渡辺友三君） ありがとうございます。

また、後ほど（仮称）あゆパークについては、後ほどまた伺いますが、2点目の郡上独自の長良川システムの積極的取り組みということで、昨日もこの白山ユネスコパークですとか、長良川システムでありますとか、発言がされておりました。

郡上は申すに及ばず、源流の里でありまして、源流部の自然環境保全の大きな役割を持っております。

水源の山や森林を守る取り組みや、森林組合を初め、郡上漁協の植樹活動も行われ、また建設業におかれましては、里山保全につながる事業推進もやっておっていただくわけですが、その結果におきまして、清流にはアユ、アマゴはもちろんアジメドジョウやオオサンショウウオなどを初め、貴重な水中生物も生息しております。

また、人々の生活の中には豊かな水を利用した小水力発電でありますとか、美しい水を生かした棚田米や、郡上の最上部では春まちニンジンなどを初めとする各地域の農産物も生産されております。

さらに、釣り人の間では有名でありました郡上竿やまたそれを受けるたもの製作、そして今では途絶えておりますけれども市の文化財に指定されておりました郡上びくなども受け継がれてきておりました、ここでまだ残さなければならぬのが、もう一つには美並のいかだ組みの方法等もあるわけなんですけれども、こんな暮らしとともに受け継がれてきました、そして生活の中に溶け込んでおります水船や、美しい豊富な水により製造されるふるさとの地酒、これ一番大事なんですけれども、地酒やまた地みそ、地だまり、そんなものもあり、夏には途絶えることのない川遊びをする子どもたちの声、そして近年盛んになってきております自然を活用した体験、これは八幡でもやられております山と川の学校ですとか、まちづくりを進める水の学校等も開設されてきて、郡上の誇るべき自然環境の中で自然を大切に利用して暮らしてきた先人からの営みの歴史がこの郡上らしさというべき地域文化を豊かにさせておると考えるわけでございます。

これらをこの郡上独自の長良川システムとして再評価するとともに、郡上の食農林水産物をさらにブランド化を進め、郡上版の里川システムへの積極的な取り組みを進めていただきたいと思います。市長のお考えはいかがでしょうか。お伺いをしたいと思います。

○議長（尾村忠雄君） 市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） 全く私も渡辺議員の御指摘をされたことと同感であります。

今回の世界農業遺産、清流長良川のアユというのは単にアユのことだけではなくて、この源流か

らで森が育てられ、そして適切な農林業というものを営まれ、そしてさまざまな文化が育ってきたと、そしてそういう中でこの清流というものは保たれて、生物多様性ということが今日なお一定の維持ができて、そしてそういうものの象徴としてアユが生息をする、あるいはこれが一つの産業にもなっておるということではないかと思えます。

遠慮して申されませんでした、そういうものの中の一つには郡上本染もあるというふうに思っております。

今回の世界農業遺産の調査においても八幡の水船、あるいは郡上本染であるとか、あるいは新橋からの子どもたちの飛び込みであるとか、そういったさまざまなことも一つのやはりこの長良川システムというもののよさということでありますので、郡上市としてはまさにそうしたものを今回の世界農業遺産の認定を好機として、やはり内外に郡上の長良川システムというものはこれだけ多彩なものがあるんだということは大いにこれをPRをしていきたいというふうに思っています。

また、当然こうした長良川が現在このような状態で保たれているのは、例えば一番最上流部において、高鷲のいろんな高原等で大根を初め、さまざまな農業が営まれておりますけれども、できるだけそういう農業の耕作によって雨が降ったときに、土壌が流亡をしないように沈砂池等も非常にたくさん設けて、濁流が長良川へ流れ込まないようにといたしますか、できるだけそうした意味で長良川の水質を保つというような努力がされてきたこと、そういうようなこともやはりまた内外にPRをすることが必要だろうというふうに思っております。

いかだの話も出てまいりましたが、いずれにしろ、この長良川とかかわりながらこの郡上の人たちは長い長い歴史を積み重ねてきたわけですから、そうしたものをやはり私たちとしては内外にPRできるように、そしてまたできるだけそういうもののよきものは、これからもできるだけそれを後世へ伝えていけるような、そうした努力も必要かというふうに思っております。

(15番議員挙手)

○議長（尾村忠雄君） 渡辺友三君。

○15番（渡辺友三君） ありがとうございます。

いわゆる市の事業の中で、この長良川システム、郡上独自の長良川システムで、やはり例えば棚田なんかでも民泊をしながら棚田で体験教室、それによって地域のお年寄りがその集まったお客さんに教え、そうすることによって、そのお年寄りの生きがいも一つ出てくることでしょうし、本当に草取りですとか、農作業自体を体験していただくような、そんなことをすることによって、そのあいた時間でまた観光していただいたり、白山信仰でありますとか、郡上おどり、白鳥おどりの体験とかいろんな面へ波及されていく、そんなことがこれ本当にいいシステムでないかなというふうに考えるわけですが、今後において、この郡上の事業の中で、この問題を大いに取り上げていっていただきたいとかように思っておりますが、よろしくまた御検討をいただきたいというふうに思い

ます。

それでは3点目でありますけれども、郡上独自の長良川システムを発信する基地としてこのあゆパークを活用できないかということではありますが、県の指導でこれ施設整備されるわけですが、単にその先ほど市長が申された体験、アユの友釣り体験ですとか、この新聞にも出ておるんですけれども、伝統漁法の体験、川魚の料理教室等々、こう書いてありますけれども、バーベキューやそして施設内でのレストランの提供、アユの提供などというふうに書いてありますが、本当にそれだけでいいのかということでもあります。

実は、二、三日前の、もう少し前ですか、美濃加茂市の新年度予算のチェックの新聞が出ておりましたけれども、川町づくり推進ということで、自然学習拠点を整備、同じようなことがこれ同じといえますか、あゆパーク等はないので、ある程度は違うわけですが、この8月に着工して年度内の完成を目して、これは広さが2.95ヘクタールということで、この郡上より大きいわけですが、木造2階建てを建ててという、川を身近に感じてもらいリフレッシュや学習の場としてほしい、市外の人と交流の場として美濃加茂を知ってもらい、移住定住につながればと期待をしているということで、これ新聞に出ておりましたけれども、県の提唱されている清流の国ぎふ憲章「知・創・伝」、清流がもたらした自然、歴史、伝統、文化、技を知り学びます。創はふるさとの宝ものを磨き生かし、新たな創造と発信に努めます。伝、清流の恵みを新たな世代へ守り伝えますという、岐阜の清流の国ぎふ憲章というものがうたわれておりますけれども、これを基本として、先ほど市長も言われておりましたけれども、アユに特化することなく、里山システムを郡上としてより深く、広く評価して、郡上ブランドとしてこれまで郡上の自然環境の中で、歴史風土の中で積み重ねてこられた、また営まれてきた人々の生活の中にある伝統、そして暮らしぶり、そして郡上人として一番大切にしなければならぬ凌霜の心等のこの価値観を全国に発信、また世界に発信する、そんな基地にする構想を県に提言するようなお考えはないか、市長にお伺いしたいと思います。

○議長（尾村忠雄君） 市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） お答えをいたしたいと思いますが、これはこの（仮称）長良川あゆパークは、あくまでも設置者岐阜県としておつくりになるものであります。

したがって、岐阜県という視野から見たときに、このまさに例えば清流の国ぎふ憲章のこうした3つのただいまお話しされましたけども、こうしたことを具現化するといえますか、そういう観点からこの施設についても構想をされていると思いますので、この立地場所が郡上でありますし、郡上はこの今回の世界農業遺産の認定に当たっても重要な位置を占めているところであるということとは否定をいたしませんけれども、何から何まで郡上色に染め上げてしまうということも、これはまたなかなか難しいことではなかろうかというふうに思っております。

やはり一定の県は県なりの視点から整備をされることでもありますから、もちろんいろんな私ども

とすれば立地自治体としての要望であるとか、こうしたことをPRしたらどうかというようなことは、いろんな意見具申もしていきたいと思いますが、一定の限界はあるんじゃないかというふうに思いますし、それはまた県の施設としてある程度やむを得ないという叱られるかもしれませんが、そういうものではないかというふうに思います。

ただ今後、運営というものを指定管理者という形で任されて、具体のいろんな年間の展示をどうしていくかとかですね、そういう中においてこの施設の中でのいろんな運用ということでは、今お話があったようないろんな点を指定管理者としてPRをしていくこと、そういったことはまた許容される範囲では大いにやっていけるんじゃないかというふうに思っているところでございます。

(15番議員挙手)

○議長（尾村忠雄君） 渡辺友三君。

○15番（渡辺友三君） 県が設置されることだから県の指導でというお考えもわかるわけですが、やはり何と言いますか、その設置場所の市民として、これをせっかくだらなくつくられる県の施設でするので、大いに活用できるもの、ここを基点として郡上市がやはりもう1歩でも2歩でも国内、また大きく世界に向けて発信できる拠点として、これは大いに活躍、活用できる場所を望んでいくのもそう無理ではないというふうに考えますけれども、できる限りの市長、前向きに取り組んでいただきたいとかように思いますので、よろしく願いいたします。もしお考えが……

○議長（尾村忠雄君） 市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） 誤解を与えたかもしれませんが、全く県にお任せということを行っているのではなくて、できるだけやはりその指定管理者として今後の管理も受けていくという立場もあり、郡上市にこういうものができるということでもありますので、そうした主体的な取り組みといますか、考え方を失っているわけではありません。

ただ申し上げたかったことは、全て何から何まで郡上というわけにはいかないでしょうと、当然、清流長良川というもののPR学習施設ですから、当然この中には関の鶺鴒も岐阜市の鶺鴒も入ってくるでしょうし、美濃市の本美濃紙も入ってくるでしょうし、いろいろそういうこのいわゆる長良川にまつわるいろんなことというのは、やはり一つの学習機能、展示機能というようなことであれば、100%郡上というわけではないでしょうということを申し上げただけで、できるだけ郡上市のいろんな私どもも考え方をまた申し上げ、そうして郡上市にとっていいものになるように努力をしてまいりたいというふうに思います。

(15番議員挙手)

○議長（尾村忠雄君） 渡辺友三君。

○15番（渡辺友三君） ありがとうございます。よろしく願いをいたしまして、前回、時間をオーバーしましたので、きょうはちょっと時間を余らしますが終わります。

どうもありがとうございました。

○議長（尾村忠雄君） 以上で、渡辺友三君の質問を終了いたします。

それでは、ここで暫時休憩をいたします。再開は11時を予定いたします。

(午前10時48分)

○議長（尾村忠雄君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

(午前10時59分)

◇ 古川文雄君

○議長（尾村忠雄君） 10番 古川文雄君の質問を許可いたします。

10番 古川文雄君。

○10番（古川文雄君） おはようございます。議長さんより発言のお許しをいただきましたので、今回2点について質問をさせていただきますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

1点目の質問でございますが、市内の空き家の現状と空き家の緊急対策についてでございます。

近年、高齢化の進行とともに市内の空き家、不在住宅が急速にふえつつあります。

空き家対策は郡上市の最も重要な課題であると思います。

市内の空き家の現状をどう捉えておられるでしょうか。

市内全域の空き家について、所有形態と活用可能な住宅の所有者の意向調査と、反面、危険な住宅で地域の生活環境面において問題のある住宅についても所有者の意向等の幅広い実態調査を早急に行い、その結果を踏まえて、今後に向けた具体的な対応が急務と思うがいかがでしょうか。

今後、空き家の有効活用を初め、斡旋するための組織体制の充実、空き家総合対策のための条例の制定が早急に望まれますがいかがでしょうか。

平成26年の3月の私の空き家対策の一般質問に対し、総合的な空き家対策を実施をするために、国、県の動向を見ながら条例制定に取り組んでいきたいと答弁をいただいております。

国では、平成26年の11月には空き家対策等の推進に関する特別措置法が成立をいたしております。昨年来、郡上市における空き家対策の検討会等の取り組みはいかがでしょうか。

近年の現状を踏まえ、市においては早速特定空き家の解消や、特定空き家にしないための利活用を含めた予防対策の実施に向けて、総合的な対策が望まれております。

ぜひとも空き家等対策計画策定のために自治会の代表、議会の代表、不動産、福祉の関係者、学識経験者等の方々をもって、対策協議会の設置が早期に望まれますがいかがお考えでしょうか。

また、空き家対策に対する市町に対して国の交付税措置を初め、補助金もありますが、郡上市として、その補助制度の活用方向はいかがでしょうか。

この空き家対策は、何といたしましては地域の自治会と密接な関係があります。そのために、地域自治体と一体となった取り組み連携対策が重要であります、いかがお考えでしょうか。

あわせて、近年、若い夫婦の方々を初め、市外からの移住者の方々が家賃等の経済的な負担も考え、空き家を住まいとして探してみえる方々も結構おみえになります。

若い方々が郡上市に定住できることで、人口増加と少子化対策にもつながりますので、活用可能な住宅をお持ちの方々に住宅を提供いただけるよう、郡上市の広報とかホームページでぜひとも提供していただくよう呼びかけていただきますとともに、例えばあわせまして、空き家バンクの設置等もしていただくこと等の環境整備を行っていただきまして、早期に有効活用できるようなことも含めまして、空き家の総合的な空き家対策が早期に望まれますが、市長さんいかがお考えでしょうか。

1点目どうかよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（尾村忠雄君） 古川文雄君の質問に答弁を求めます。

総務部長 三島哲也君。

○総務部長（三島哲也君） 私のほうからは具体的な施策等もございまして、その点について順次お答えをしていきたいと思ひます。

まず、1点目の郡上市の空き家の現状についてでございますけど、議員御指摘のように郡上市におきましても、高齢化や廃業に伴う空き家、空き店舗が増加しており、利活用が可能な物件がある反面、そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれがある、また衛生上も問題がある、いわゆる特定空き家についても多く存在するのが現状でございます。

その現状でございますけど、平成24年度に市内全域におきまして、空き家、廃屋等実態調査を実施しまして、防災上、防犯上の危険があり、また衛生上問題があると思われる空き家等を調査しました。

その調査した物件につきまして、平成26年度でございますけど、さらに、職員のほうに再確認をしました。そうしたところ、対象の空き家となる物件は242件ございました。

そのうち特に改善等が必要と思われる物件が59件というふうな調査結果になっております。

そのほかでございますけど、利用のほうも含めた調査ということで、平成25年度には八幡市街地空き家利活用事業の開始に向けまして、八幡市街地でございますけど調査を行われまして、その結果、利活用を含めたそういった空き家の件数につきましては353件が存在するというふうな調査結果が出ております。

また、今年度でございますけど、高鷲地域と明宝地域においても独自に利活用を含めた調査を行いまして、高鷲地域では37件、明宝地域においては54件という調査結果になっております。

それで今後の実態調査ということでございまして、先ほど議員からも御指摘がありました空き

家等対策推進に関する特別措置法というのが施行されておりますので、それに対応するというためにでございますけど、平成28年度の早期の段階に再度市内全域における特定空き家と利活用が可能な空き家、店舗等の実態調査をしたいというふうに考えております。

調査におきましては、所有者、建物の状況等のほか、利活用が可能な場合については、可能な範囲で貸し出し等の意向調査もすることも調査内容にしたいというふうに思っています。

その上で、その結果に基づきまして、空き家等対策計画というのがございますので、そこは特措法に位置づけられたものでございますけど、そういった空き家等対策計画を策定をしまして特定空き家の解消、それからそれにしないための対策、それから利活用等の有効活用そういったことを促進する体制を整えたいというふうに思っております。

なお、この28年度に実施します実態調査につきましては、前回同様、自治会のほうの協力をいただきたいというところで、今年度よりできました自治会の連合の支部長会において説明をしております、協力のほうの了解をいただいたところでございます。

3点目でございますけど、空き家等の条例の制定及び今後の取り組みということでございますけど、26年3月の議会におきまして、条例化の制定に取り組みというような検討をするという答弁をしておりましたけど、その後でございますけど、空き家の特措法が制定されまして、市町村においては条例を制定しなくても特定空き家の所有者に対して除去、修繕、それからそういった措置をとるように助言、勧告、命令をすることができるようになったと、そういったような法的な措置が制定がされましたので、特に郡上市が独自に条例を制定しなくてもそういった対策がとれるということになっておりますので、現在のところは条例の制定までは考えておらずに、特措法にのっとった対策をしていきたいということを思っておるところでございます。

それから4点目の本年度の空き家対策の検討会等の取り組みの状況ということでございますけど、今年度に取り組みにつきましては、現在空き家対策に取り組んでる課、企画課、総務課、商工課、観光課、都市住宅課の課長等によります検討会議を2回行いました。

ちょっとおくれしておりますけど、それに基づきまして28年度もそういったところの庁内の検討会を設けまして実態調査を行いますので、そういった結果を踏まえた上で空き家等対策計画を早急に策定し、全庁体制で今後の空き家対策に取り組みたいというふうに考えております。

それから、5点目の空き家等対策計画策定のための対策協議会の設置ということでございますけど、ここにつきましては、庁内検討会の委員会で空き家対策の計画を作成する上で必要というふうなところがあるというふうなところをよく検討した上で、その設置については考えていきたいというふうに考えております。

それから、国の交付税の措置及び補助金の活用という御質問でございますけど、これは特別交付税の対象としまして、移住定住対策に対する経費というものがありますので、27年度におきまして

は交流移住の推進事業、八幡市街地空き家利活用推進事業についてを特交の対象として上げておるところでございます。

国の補助金でございますけど、28年度から新たに空き家等対策計画というのを作成しまして、それに基づいて行う事業につきまして補助金が受けられるという制度が制定されておりますので、来年策定します計画に基づいて準備を行った折には、そういった制度を活用して実施していきたいというふうに考えております。

それから、7点目でございますけど、自治会と一体となった取り組み等ということでございますけど、ここにつきましては来年度実施します実態調査そういったところに協力をしていただくというもののほかに、これから行います特定空き家の解消の取り組み、それから特定空き家にしないための予防対策、それから防犯衛生上の問題、景観の保全等々について必要に応じて所有者等への勧告、あるいは警告等についても協力をいただきたいということを思っておりまして、市と自治会とが一緒になってそういった対策を取り組んでいきたいというふうに考えておるところでございます。

最後になりますけど、若者の定住のための利活用等でございますけど、近年そういった方も若者もふえておりますので、何遍も言いますけど、空き家等対策計画そういった中にそういったことも総括的に策定しまして、今後の利活用対策を含めて計画を制定して事業を対策を進めていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上でございます。

○議長（尾村忠雄君） いいですか、市長から……

（10番議員挙手）

○議長（尾村忠雄君） 古川文雄君。

○10番（古川文雄君） 細部にわたりまして、御愛ある御答弁をいただきまして、ありがとうございました。

空き家対策につきまして、市長さんのほう御所見を伺いたいと思ひます。

○議長（尾村忠雄君） 市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） ただいま総務部長が答弁をいたしましたように、この空き家対策、郡上市にとっては大きな課題だというふうに思っております。

総務部長の答弁にありましたように、以前この空き家問題に対処するためには、郡上市の条例という根拠を必要とするようなことがあるんじゃないかというようなことで条例の検討をしております。

それは答弁にもありましたように、特に危険な空き家等についての持ち主に対する改善命令とか、そうした命令を聞いてもらえないときには代執行をすると、そして経費を徴収するというようなこと、ある程度そうした行政権限を発動するための根拠として条例が要るのではないかということで、

他市町村等の例にも倣って勉強を進めてきておったわけですが、先ほどお話がありましたように、国の段階で特別措置法というのができたので、郡上市としての独自の条例を制定する必要がないと判断し、条例の制定については中断をしておるところでございます。

で、この空き家問題全体であります、1つはそのまま放置をしておくとも市民生活に危険を及ぼす、いろんな倒壊であるとか、あるいは犯罪の巣になるとか、あるいは火災が起きるとかというようにあるようなものについては、速やかに改善をしていかなければならないという側面と、まだまだ使えるという空き家についてはその利活用を図っていくという側面、そしてその利活用においては御指摘があったようにできるだけ郡上市に移住していただけるような、そうした市民をふやすというような有益な活動、使い方、あるいは市内において新しい事業を起こすと、起業をするとかそういうようなものに使っていただけるようにということで、今後も活用方策を考えていきたいと思っておりますし、そうした場合にいろいろと交付税措置であるとか、あるいは新しく設けられた国の補助制度とそういうようなものもあるということをご十分念頭に置きながら、今後そうしたことの有効活用もできればしてまいりたいとこのように考えております。

(10番議員挙手)

○議長（尾村忠雄君） 古川文雄君。

○10番（古川文雄君） 御愛ある御答弁いただきまして、ありがとうございました。

特に、空き家を探してみえる方は結構多いわけですが、反面、空き家を借りたくてもなかなか貸してもらえないというのが現状でございます。

そんなことで、ぜひとも市の広報とかホームページでぜひともPRをいただけますことと、郡上の空き家の現状をぜひとも広報、ホームページを通じて連携、または皆さんから御協力をいただきますようお願いを申し上げます。

それとあわせて、今後、高齢化の進行とともにますます空き家がふえてくると思っておりますので、先ほど言われましたように、具体的な施策を早速実現に向けて、どうか取り組んでいただきますようお願いを申し上げます、1点目の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

それでは2点目の質問に入らせていただきます。

合併特例債の現状と今後の地域のための合併特例債の有効活用についてであります。

合併特例債は、全体事業費が約258億円でスタートしまして、平成16年度から毎年度有効活用されておるところでございます。当初の10年から東日本大震災の関係等から5年間延長されております。

合併特例債の活用期限は平成30年までとなっております。

平成28年度の一般会計当初予算の合併特例債の計上額は約18億円が計上されておるところでございます。

います。

現段階での特例債の残高は、どのような状況にあるでしょうか。

交付税算入が70%で、なおかつ縁故債が活用できることによりまして地域の発展にもつながることから、この極めて有利な合併特例債全額を有効に活用するために、市長としましては残された29年、30年までの2年間の年度別にどのような施策、事業に充当され、主にどのような活用方向をお考えでしょうか。

昨年来、第2次総合計画の具体的な施策に向けて、取りまとめをされておるところでございますが、逐次洗い出されておられると思いますけれども、そのうちの充当できる施策事業の合計の合併特例債はいかがでしょうか。

その合計の分を、残高から差し引き、その特例債の残額はどのぐらい見込まれるでしょうか。

その残額を市内各地域で有効に活用できるよう、早急に洗い出していただきまして、全ての特例債を充当し、有効活用した地域づくりが望まれますが、市長、いかがお考えでしょうか。

あわせて、市内各地域から安全安心面での急傾斜地対策事業について、公共事業で拾えない箇所から市内で幾つもの整備要望が出てきております。

いざ地震、集中豪雨等災害が発生した場合、極めて危険な箇所ばかりでございます。

ぜひとも合併特例債を活用していただきまして、市の単独事業で急傾斜地対策に早期に取り組んでいただきますよう御要望いたしますが、市長、いかがお考えでしょうか。

2点目どうかよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（尾村忠雄君） 市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） 合併特例債の活用について、お答えをいたしたいと思ひます。

今、御指摘がございましたように郡上市は7カ町村が合併をして、一定の計算方式があったわけでありまして、合併特例債の最大活用限度は258億円余ということでございました。

それで当然、新市建設計画に基づいていろいろと活用を図ってきたわけでありまして、御承知のように平成18年度決算から実質公債費比率という財政指標が導入をされまして、18%以上の自治体は起債許可団体ということで、速やかにその18%という比率を低下させて18%未満にするように、こういうことがございまして、公債費負担適正化計画というものを立てて、これまで実質公債費比率の改善に努めてきたわけでありまして。

そういう意味で何が言いたいかと申しますと、258億円という枠はあるわけですが、この間思うように活用できなかったという側面があったということをお願いしたいわけでありまして、そのようなことであります。

しかしながら、当初10年というふうに言われていた合併特例債の活用期間が、東日本大震災の関係で15年間というふうには被災地以外の自治体については延びたわけでありまして、いわば5年間そ

の活用期限が延びたということで、郡上市はその後もできるだけの活用をしていこうと今しているわけでございます。

そこで実態でありますけれども、これまで平成16年度の合併初年度からこの合併特例債の活用状態を見ますと、最初予算に計上しながら事業費の確定によって若干減額すると、年度末の補正でまた減額するというようなことを若干しておりますけれども、現在のところ、今年度の27年度当初から若干減額をいたしましたけれども、27年度の合特債の活用はほぼ13億円ぐらいというふうになっておりますが、現在提案をしております28年度の予算が合特債の活用がほぼ18億円ということでございますので、これまでの累計はこれで208億円余ということになります。

そうしますと、あと現在予算化しているもの以外、控除いたしますと約発行可能残額は50億円ということになります。

そうするとこれを使い切ろうとしますと、あとの29年度、30年度で25億円ずつ活用するということになるわけですが、さきに予算委員会等でお示しをしました郡上市の財政の長期フレームと言いますか、試算によりますと、郡上市の28年度、29年度、30年度の通常債ですね、いわゆる臨時財政特例債以外の起債の限度額を総額で25億円ぐらいというふうに置いております。

で、実は郡上市の場合に、合併特例債は非常に有利な起債ではありますけれども、そのほかに辺地債と過疎債という、これまた交付税措置上は大変有利な起債があると、こういうことで辺地債、過疎債の使えるところはその辺地債、過疎債の活用を図ってきたというところに若干特色があるというふうに思います。

なぜ合併特例債の活用に先立って辺地債や過疎債が使えるところは使ってきたかといいますと、御承知のように起債にはその事業費の何%をその起債に充てられるかという充当率というものと、それから交付税措置率というものとあるわけでございます。

で、辺地債は事業費の100%の充当率で、交付税の措置率が80%ということですので、いわば交付税の措置率が80%ということでございます。

それから過疎債は充当率が95%で、そして——100%です。済みません。過疎債も100%でございますが、過疎債も充当率が100%で交付税措置率が70%ということですから、100%掛ける70%で70%です。

それに対して、合併特例債のほうは充当率が95%に対して交付税措置が75%ですので、掛け算をしますと66.5%ということですので、辺地債、過疎債、合併特例債の順に、交付税措置率がいわば80%、70%、66.5%というふうに差があるわけです。

そういうことで、郡上市の財政運営として辺地債、過疎債の使えるところは、できるだけ優先してそれを使ってきたという特色がございまして、平成16年度から今日28年度の予算化まで含めまして、この辺地債、過疎債、合併特例債、それに若干の自然災害防止事業債とかそんなものもありま

すけれども、そういうようなものを全体で28年度の予算までで起債の総活用額が333億円であるところ、ほぼ辺地債が80億円、そして過疎債がほぼ50億円ということで、全体130億円ほどの辺地債、過疎債の活用を優先させてまいりました。

そういう中で、これまでの合併特例債が28年度まで含めると208億円ということで、やや後に使い残してるんじゃないかと言われるわけですが、そういう事情があるということもぜひ御理解をいただきたいというふうに思います。

そこで、お尋ねのことですけれども、今の私の考え方では、この全部50億円を後の29年度、30年度で使い切れるかどうかということは、ちょっと財政フレームの上でいうと少ししんどいなというふうに思っておりますので、慎重にその辺は今後の交付税の動きがどうなるかというようなことも含めて、検討をしていきたいというふうに思います。

気持ちとしては、できるだけ活用したいというふうに思っております。

どのようなものに活用するかということでもありますけれども、今回の予算提案上も出させていただいておりますように、例えば、北部の斎場であるとか、あるいは電柱の地中化であるとか、そうして歴史資料あるいは文化財等の収蔵施設であるとか、こうしたものに今はとりあえず充てさせていただいておりますけれども、今後の課題としても、そのほかにやはり整備をしなければならないもの、この例の商工会館と行政庁舎との複合庁舎である産業振興拠点施設であるとか、あるいはまだこれから御相談をしたいと思いますが、偕楽園の安全対策のために何らかの措置をしなければならないとすると、特養のほうはこの合併特例債が使えないそうでもありますけれども、養護施設のほうの建てかえについては使えるということで、そういうものも活用していかなければいけないということになるかと思っておりますので、いろいろと今後の課題というものを整理をしながら、そうしてできるだけ期間内に活用をする、しかし財政を極度に悪化をさせないと、こうしたところで必要なその運用をしてみたいというふうに思っております。

最後にお話しになりました、急傾斜地等について活用できないかというようなことでございますけれども、そうした財政運営全体の中で考えなければいけませんし、言うまでもございませんけれども、当然この合併特例債というものを活用をする場合には、今回5年間延ばしておりますけれども、新市建設計画というものの計画に計上をして認めてもらうということになると思っておりますので、例えば、全くの単独のそういう事業であるとすれば、今の計画を若干改定をするとかというような手当ては必要かというふうに思っています。

いずれにしても、そういうことでやらなければならない事業は幾つかあるというふうに思っておりますので、そういう全体のやはり財政運営の中で御提言のようなこと、昨日もまあ県営林道の舗装に使えないかというような話もございましたが、そういったことも含めて、総合的に検討をしてみたいというふうに思います。

(10番議員挙手)

○議長（尾村忠雄君） 古川文雄君。

○10番（古川文雄君） 今、細部にわたりまして市長さんの思いを御答弁いただきまして、ありがとうございました。

その中でですね、1点だけ私の聞き方が悪かったのかもございませんけれども、第2次総合計画の今のところの取りまとめられておる金額がわかりましたら御答弁願います。

2次総合計画の中での事業費です。合併特例債充当予定の事業費です。

○議長（尾村忠雄君） 市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） 第2次総合計画は基本構想と基本計画ということで、郡上市がこれからとるべき施策を列挙させていただいているということで、この中には具体的な事業費の積算、フレームというようなものはその内容として持っておりませんので、御了解をいただきたいと思います。

(10番議員挙手)

○議長（尾村忠雄君） 古川文雄君。

○10番（古川文雄君） わかりました。ぜひともその分も有効に御活用いただくようお願いしたいと思えますし、いずれにしても今、財政フレームのこともありますが、しんどいということでございましたが、せっかく有利な合併特例債でございますので、258億円の全額を有効に活用いただくよう、ぜひ活用のためにぜひとも御活用いただくよう、ぜひともお願いを申し上げます。

また、若干御答弁いただきましたけれども、昨日、1番議員からも急傾斜地対策事業の、市単としての単独事業での強い要望が出ておりましたけれども、私も同じような危機感を持っておりますので、現実的にぜひとも実現に向けて早い機会にできましたら、28年度の補正予算にでもぜひとも実現をできますよう、どうかよろしくお願いを申し上げまして、この質問を終わらせていただきます。

以上をもちまして、私の質問を終わります。

細部にわたりまして、どうもありがとうございました。

○議長（尾村忠雄君） 以上で、古川文雄君の質問を終了いたします。

昼食のため、暫時休憩をいたします。再開は午後1時を予定いたします。

(午前11時36分)

○議長（尾村忠雄君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

(午後 0時59分)

○議長（尾村忠雄君） ここで、市長より発言を求められておりますので許可いたします。

市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） すみませんが訂正をさせていただきたいと思います。

先ほど、古川議員の合特債の御質問に対する説明のところで、私、充当率と交付税措置率のところ、合併特例債は95%の充当率に70%の交付税措置率と言ったつもりだったんですが、どうも75%と発言したようにちょっと注意を受けましたので、95%の充当率と70%の交付税措置率で掛け算して66.5、この66.5%っていうのが正しい数字でございますが、どうも70%というところを75と発音したようでございますので、ちょっと訂正をさせていただきます。済みませんでした。

◇ 上 田 謙 市 君

○議長（尾村忠雄君） それでは、12番 上田謙市君の質問を許可いたします。

12番 上田謙市君。

○12番（上田謙市君） 議長より発言の許可をいただきましたので、通告の記載に従いまして一般質問をさせていただきます。

通園バスで保育園や幼稚園に通っていた年長の園児たちの多くが、新年度になると近くの小学校へ徒歩で通学します。

その園児たちの親や祖父母の中には、今まで気にもしていなかった子どもたちの通学路を思い浮かべて、あそこにカーブミラーがあったほうがよいのではないかとか、車が激しく行き交う道路を無事に横断できるのだろうかという心配をされている方も多いと思います。

そこで、通学路の安全確保についてお尋ねしたいと思います。

平成24年4月、京都府鶴岡市で、登下校中の児童などの列に自動車が突入する事故が発生し、多くの死傷者が出ました。その後も同様の痛ましい事故が連続して発生したため、国は文部科学省、国土交通省、警察庁が連携して、全国公立小学校の通学路の交通安全確保に向けた緊急合同点検を実施いたしました。

郡上市においても、関係機関が必要な対策内容を協議し、26年度から郡上市通学路交通安全プログラムが策定されております。そこで、1番目の質問ですが、危険箇所の把握状況と安全対策の検討、危険箇所の改善への取り組みとその効果はどのようなものであるか、関係する担当部長にお尋ねいたします。

○議長（尾村忠雄君） 上田謙市君の質問に答弁を求めます。

教育次長 細川竜弥君。

○教育次長（細川竜弥君） それでは、お答えをさせていただきたいと思います。

平成26年に郡上市通学路交通安全プログラムを策定し、小学校から危険箇所の報告を受け、年に1回の合同点検を実施しまして、結果に基づいて通学路の改修整備を行っております。

本プログラムでは、小学校22校と国交省岐阜国道事務所、それから郡上土木事務所、郡上警察署、それから市の建設部、総務課の交通安全係、それから教育委員会をメンバーとしました通学路安全推進会議を設置をいたしまして、実際に現場に行きまして、保護者や学校の代表、地域の方などから危険箇所の状況や要望を聞きまして、対策を検討をしております。

平成26年度には、5小学校下8箇所8件、平成27年度にも5小学校下8箇所11件の現場を視察をいたして、その対策を検討しておるといっていますが、必要な対策の状況といたしましては、19件でございます。

例えば、具体的には歩道の設置をしたほうがよいのではないかとというような5件、あるいはカラー舗装でございましたり、あるいはガードパイプの設置、それから横断歩道の設置といったようなものがございまして、この19件のうち、完了をいたしましたものは4件、現在、事業中のものが8件、それから28年度に事業予定のものが2件、28年度以降に予算確保をした上で実施というのが5件というような内容になっております。

完了事案の中の具体的な例といたしましては、大和西小の前の市道でございますが、こちらは大和インターチェンジが近くにありますので、信号を避けてそこへ入るとか、あるいはそこから出るといったようなことをするために、地元以外の車の方が非常に高速で通っていくというような事案がございまして、その際に対応としましては、そこは市道でございますが、外側線の内側に、さらにもう一つの破線を引きまして、道路が細くと申しますか、狭く見えるような工夫、視覚的な効果をつくり上げまして、車両が自然と減速をするというような対策をとらせていただいたというような内容でございます。

なお、今後でございますが、完了箇所につきましては、今年度に完了したところでございますので、学校へのその効果ですとか、改善のぐあい等につきまして調査を行いたいということですが、調査そのものは来年度に実施をしていきたいということでございます。

それから、来年度以降ですが、現在この通学路推進会議、小学校は入っておりますが中学校が抜けておりますので、中学校8校につきましても新たに加わっていただきまして、小学校と同じように中学校からの要望も受けて、順次、通学路の安全確保を図っていきたいというように考えております。

以上でございます。

(12番議員挙手)

○議長（尾村忠雄君） 上田謙市君。

○12番（上田謙市君） 郡上市のホームページの中の市政というところを開きますと、郡上市通学路交通安全プログラム、通学路の安全確保に関する取り組みの方針というものが掲載されております。今、次長から答弁のありましたことについても、そのホームページで知ることができます。

そこで、再度お尋ねするわけですが、26年27年度の通学路対策箇所一覧表が公表されております。今、次長が答弁された数字であり、箇所であるというように思いますけれども、この危険箇所を改善する事業主体への要望事項、全て載っております。このことについては、その対応年度も載っておりますけれども、その対応年度から着実に改善に向けて、進捗しているというふうに理解をしてもいいのか、了解をしてもいいのかどうか、再度お尋ねをいたします。

○議長（尾村忠雄君） 教育次長 細川竜弥君。

○教育次長（細川竜弥君） それではお答えをしたいと思います、できる限り実施はしていくということですが、例えば横断歩道を例にとりますと、横断歩道そのものを道路に引くということは非常に簡単なわけですが、横断歩道を設置する際にはその両方に人がたまる場所というのが必要と、それがございませんと、かえってそこに狭い場所に人がたまってしまふことによって危険になるということがございまして、要はその横断歩道をその道路に書くだけという事業ですが、それがひきましては人のたまり場の用地も確保しながらというようなことが出てまいりますので、その事業そのものは非常に単純に見えるんですが、それが実現するまでには、例えば今のお話でございますと、用地交渉みたいなのところも入ってくる。

ものによりましてはそういうことがございますので、全てがすぐということとは難しいかもしれませんから、できる限り最善を尽くしてまいりたいというふうに考えております。

（12番議員挙手）

○議長（尾村忠雄君） 上田謙市君。

○12番（上田謙市君） この通学路交通安全プログラムは、次長から答弁がありましたように、私も質問の中で触れましたが、関係機関の主要なところが一つのチームをつくって、その対応に当たっておっていただくということですので、かなり私は進捗があるんだろうなというふうに理解をいたしております。

また、郡上は雪の深いところですので、雪にも強い通学路を目指し、歩道整備が実施されるというようなこともありますし、その雪の積もった、特に通学路の歩道をボランティアで除雪してくださる方もあります。

また、私の近くですけれども、児童たちの登校時に自発的に路上に立ってくださって、ドライバーに注意を喚起する活動をしてくださる方もあり、そうした地域の方々の協力によって、この通学路が安全に保たれとるという一面もあるというふうにうれしく思っています。

そうした方々は、どこの小学校下でもおみえになると思いますので、そういう方々を、私はPTAなどで研修をしていただくといいのではないかとこのように思っております。

次に、児童などが学校まで無事に通学する上で大切なことは、通学路の危険箇所を整備し安全を確保するというハード対策と、児童たちがみずから危険を予知し身を守るという、この自衛の感覚

を高めるための交通安全教育という、そのソフトの対策も重要であろうというふうに考えております。

児童たちが危険を予測するといえますか、予知するといえますか、そうした感覚を身につける学習を初め、交通安全教育の取り組みはどのような状況であるかということ、青木教育長にお尋ねいたします。

○議長（尾村忠雄君） 教育長 青木修君。

○教育長（青木 修君） それでは、交通安全教育の現状について、あわせて効果についてお答えをしたいと思います。交通安全教育については授業として行う交通安全教育と、それから日常指導として行う交通安全教育と2面ございますので、いずれも学校の交通安全教育で行うことについては、知識とかあるいは理解力、それにあわせて判断力や行動力も含めて身につけさせることと、高めることと両方を目標にして行っております。

そこで、交通安全教育で、授業で行う場合についてですが、これは全ての小中学校で行っております。内容としては、交通安全教室と、それから自転車教室の両方ですけれども、これは年度当初4月5月を中心にして行っております。

それは、当然、入学あるいは進学については、やっぱり不なれなということもありますし、通学に対しての不安ということもございますので、できる限りそういったことを解消するというのも含めて、事故を防ぐために運動場に道路、それから横断歩道そういった線路などのコースをつくりまして、そこを子どもたちが安全な通学の仕方を身につけるために、実際に行動を通して学んでいくという、そういった方法をとっております。

その中で、特に、集団で登校しているところもありますので、通学班のリーダーの班の旗の扱いですとか、笛の使い方、そして下級生に対する誘導の仕方、一方、その下級生は交通ルールを守るという、いわば上級生の言うことについての聞き方等についても、ここで指導をしております。

それから、学校で行う交通安全教室の中には、総務課ですとか、あるいは交通安全担当による、その係の方に来ていただいて、実際に交通事故の現場の写真等を見せていただいたり、あるいは危険箇所の、いわばスライド等も見せていただいて、具体的な指導もさせていただきますし、同時に人形劇とか、できるだけわかりやすい方法での交通ルールですとか、あるいはマナーの指導もしていただくとところです。

それから、自転車教室につきましては、これも小学校の場合は、1、2年生を中心にして、学校で先ほどの交通安全教室と同様にコースを描きまして、そのコースの中で実際に走らせて、走り出す場合の合図ですとか右左折のときの合図ですとか、あるいはとまるときの合図ですとか、そういったことも含めて身につけるような指導を、今現在はしているところです。

特に、自転車につきましては、小学生はもちろんですが、中学生が比較的事故に遭うというケースもございますので、特に自転車の安全走行については、今、力を入れて指導をしているところです。

郡上市の小中学生の交通事故の中で、特に自転車に関するものでいいますと、昨年度は2件、これはいずれも小学生です。それから、今年度はこれまでに5件、小学生が3件、中学生が2件で、重大な事故というよりは少し接触したとか、あるいは側溝に落ちたとかあっていった、そういった比較的軽い交通事故ですが、そういったことがいつ重大な事故につながらないとも限りませんので、今後も力を入れていきたいと思っておりますけれども、とりわけ中学生高校生で、今までは徒歩で通学していたり、あるいはスクールバスで通学していた生徒が、場合によっては自転車による通学ということもありますし、塾へ通う場合の、その自転車で通う場合もありますので、そういったときの自転車走行時の交通安全には、とりわけ力を入れていきたいというふうに思っております。

現在、運転者さんとのアイコンタクトで両方が目を合わせて、安全を確認して横断歩道をわたるとか、あるいは自転車で通行するとか、さらには自転車の場合に並んで走らないとか、あるいは2人乗りをしない、それから無灯火あるいはヘルメットなしで通行しないとかといったことについても、これもこれから指導も十分に力を入れていきたいと思っておりますし、さらに最近、携帯電話を手にしながら走行したり、イヤホンに耳をさして走行したりするケースも見られますので、そういったことについてもきめ細かな指導をしていきたいというふうに思っておりますし、同時に最近では、自転車の走行が場合によっては加害者になるということもありますので、そういったことについても、これからは指導に力を入れていきたいというふうに思っております。

それから、日常的な交通安全教育としては、これは命を守る感覚とか判断力といったものにつけることに加えて、普段から交通安全を意識するという、そういったいわば生活の仕方に近いところを身に付けていくこととなりますので、これも一例ですが、学校で安全マップを作成しておりますが、それを作成したままにしないで、気づいた危険箇所については、その都度、そこに新たに掲示をしていくといったことによつて、できるだけ子どもたち自身が通学路の危険箇所を感覚として身につけるように、または大雪とか大雨とかいわば気象条件が変わったときに、どういう危険があるかといったことについても、きちんと把握できるような形で安全マップの中にいろいろ書き込んでいって、つくったままにしないで、使っていける安全マップという指導を、今、力を入れているところです。

それから、もう一つは、登下校時あるいは校外学習のときに、現場指導によって具体的な交通ルールの指導あるいは交通マナーの指導をしていくということもあります。特に、校外活動なんかですと、大勢が横断歩道をわたったりすることがありますので、そういったときにアイコンタクト

の指導といったのは、これは比較的効果的だと思いますし、スクールバス等については、教師が同乗をしながらスクールバスの中でのマナーですとか、あるいはルールの具体的な指導をしていくと、こういったことを積み重ねながら、成果を見ていってるわけですけど、本当にいろんな皆さん方の御協力や御指導のおかげで、今のところ直接、死に至るような重大な事故は起きておりませんが、間もなく、また新入学児が学校へ通うというところも迫っておりますので、改めて通学路の安全の確認と、それから年度当初の交通安全教育については、念を入れて指導をするように学校のほうへも通知をしたいというふうに思っております。

(12番議員挙手)

○議長（尾村忠雄君） 上田謙市君。

○12番（上田謙市君） 学校における交通安全教育、特に、知識と判断力の2方面から、充実した取り組みを行っておっていただくという様子をお聞かせいただきました。また、その成果もあらわれているということで、安心をいたします。

特に、この質問では、交通安全ということに絞ってお聞かせいただいたんですけども、今、教育長のお話の中にもありましたように、通学路の安全確保という面では、交通安全と、あるいは防犯と防災という3つの観点から対策を講ずることが重要であるというようなことを聞いております。

特に、防犯では子ども110番の家が、校下には何軒かありますし、困ったときにはそこへ駆け込むというような、駆け込めというような指導も学校でされているようです。

また、防災については、今、教育長からお話あったように、気象条件が悪化して、警報なんか発令したときには一斉下校というようなときに、やっぱり防災に対する知識というか、そうしたことを児童たちに教育していただくということは、大変大事なことだというふうに思っております。

また、児童生徒の中には、公共交通機関の路線バスであるとか、今はわかりませんが長良川鉄道を利用する通学というようなことも聞いたことがありますし、特に、郡上市の場合は、自転車通学の子どもも多いというようなことを聞いておりますので、どうか一層のこの危険を予測するような学習の充実をお願いしておきます。

次に、児童たちの通学路は、児童たちの学校への登下校だけのための専用道路ではなく、近所といますか付近に暮らす住民が日常に利用する生活道路の一部でもあります。

その道路の安全性の向上は、相互に共通するため、通学路対策は生活道路対策として推進することも肝要であると言われておりますけれども、郡上市の行政として、そうした道路の安全確保に取り組む立場から、日置市長はどのようなお考えで行政を推進してみえるのか、お尋ねをいたします。

○議長（尾村忠雄君） 市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） お答えをいたしたいと思いますが、ただいまは直接には、児童生徒の通学路の安全ということですが、御指摘のように、その道路は単に学校へ通う子どもたちだけが利用して

るのではなくて、高齢者を初め一般の市民の皆さんが生活道路として使われているところ、そういうところに共通して危ないと思われるようなところがあるわけですから、まさに市の、市民の皆さんの安全を守るという重大な使命の中での生活道路の、この安全確保ということは大きな課題であるというふうに思っております。

そのようなことで、市のほうといたしましては、ただいま通学路の点検等をいろんな形で反映をさせているということをお話がありましたけれども、そういうことも含めまして、市のほうでは交通安全対策施設の整備ということで、毎年度、自治会とか交通安全協会の皆様方から、日々のその日常生活の中で、ここを何とかしてくれとか、あるいは交通安全協会の皆さんがお気づきになってるような点ということで、いろんな要望をいただきまして、そしてそういうものの中から、緊急度の高いものから予算化をして、市でできることは市でやっていくという形で整備をしております。

その内容は、いわゆるカーブミラーであるとか、あるいはガードレールの設置であるとか、あるいは道路に白線なりで区画線を引くというようなこと、あるいは注意喚起の標識を立てるというようなことで、郡上市の交通安全の確保に努めているところです。

ちなみに、平成28年度、現在提案をしております安全施設の整備の中では、カーブミラーを市がみずから設置するもの12箇所、御要望に応じてそのカーブミラーの資材を提供して自治会等で立ていただくものということで、カーブミラーの購入ですが5機、それからガードレールの設置が129メートル、また道路の区画線の設置で、4,420メートル、そして滑りどめのカラー舗装1箇所、それから注意喚起の標識の設置2箇所と、このように安全度を向上させるための努力をいたしております。

それから、当然、大は国道から細かいものは市道に至るまで、道路の改良補修とかそういったことで、歩道の設置ということを可能な限り早くやっていただきたいということで、毎年度毎年度要望いたしております。

国の直轄、国道部分でいえば156号の大和改良、あるいは現在進めておっていただきますが、徳永の歩道整備と、こういったところを進めておっていただきますし、県管理の国道あるいは県道にいたしましても、例えば156号では白鳥町の向小駄良、二日町、長滝、歩岐島こういったところで、今は歩道の設置について、鋭意進めておっていただきます。

また、256号の美山におきましても、歩道の整備を進めるべくやっていただいておりますし、また例えばいわゆる寒水八幡線における八幡町地内、川合地区における歩道の整備というようなことを進めております。

また、市道におきましても、例えば和良におきまして、下切・下沢宮地線というようなところを、今、平成26年度から30年度、計画延長490メートルというようなことで進めておりまして、ちなみに本年度27年度は、そのうちの100メートルを設置したというようなことで、歩道の整備、道路改

良等も努力をいたしてるところでございます。

今後とも、この子どもたちの安全を含め、市民の安全は何よりの大事なことでありますので、こうした点についてはしっかり取り組んでまいりたいというふうに思います。

(12番議員挙手)

○議長（尾村忠雄君） 上田謙市君。

○12番（上田謙市君） 生活道路対策を進めるその中に、かなり通学路対策も含まれているというように理解をいたしました。箇所についても、市長からお話ありましたが、八幡地域を見ても、例えば口明方小学校の前の道路は、整備がされた箇所とあるいは未整備のところとが交互にあるというようなことで、恐らく地元の方も要望をされているとは思いますが、あそこは生活道路とそして前半で質問しました通学路と共有しておるというようなことで、そういう箇所が郡上市には幾つか数多くあると思います。

一遍に道路改良あるいは歩道整備というようなことは困難かもしれませんが、どうか議会と一緒に、地道な要望活動の中で達成ができればよいというふうに考えております。

また、郡上市教育委員会点検評価委員さんの報告書によると、そこに平成26年度の教育委員会の取り組みについて、今後は通学路の安全対策にも取り組んでいただきたいというような意見が明記されております。

どうか、日置市長におかれましても、こうした提言を真摯に受けとめていただき、もちろん努力はしておっていただくわけでありますが、決して子どもたちが交通事故などの被害者にならないように、引き続き御尽力をお願いしたいと思います。

次に、2番目の大きな題目の2番目の質問に入ります。

平成27年国勢調査の速報値発表についてということでお尋ねをいたします。

先月26日に、平成27年国勢調査の人口速報集計が発表されました。それによりますと、私どもにも、即日、資料として配付がされたわけですが、平成27年における郡上市の人口は4万2,094人で、前回22年の調査に比較して2,397人の減少でありました。世帯数は1万4,593世帯と同様の比較で、29世帯の減少であります。

こうして、郡上市の一応最新の人口と世帯数が、この速報値で判明したわけですが、まだまだ年齢別であるとか、あるいは地域別人口であるとか、そうした詳細な発表はなされておられませんので、この速報値の数字だけで多くを語るということは困難かとも思いますけれども、市長はこの速報値を見て、これまでの人口減少抑制への施策との関係ではどうであったのかとか、あるいはその施策の成果がどのようであったのか。

今、言いましたように、まだまだ十分語るには不足する資料といたしますか速報値ではありますけれども、そのあたりをどのように考えておられるか、お尋ねをいたします。

○議長（尾村忠雄君） 市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） お答えをいたしたいと思います。

ただいまお話がございましたように、昨年の秋、10月1日現在で行いました平成27年の国勢調査の全国にわたっての速報値の発表があったわけでありますけれども、郡上市における平成27年の10月1日現在の人口は、ただいまお話がありましたように4万2,094人と、こういう数字が発表されたわけです。

速報値でありますので、まだ担当に聞きますと、1人、2人は、ちょっと若干動くかもしれないという話がございますけれども、大勢はこのようなことで判明をしたということであります。

今回のこの4万2,094人という郡上市の人口をどう評価するかということでありますけれども、私としては、減少をしたことはしたわけでありますけれども、例えば減少率ですね、それから減少数というものを前回の平成22年のときの、前の5年間の郡上市の人口の動き等を見ますと、我々が人口減少に立ち向かっているわけですが、若干の減少する速度と申しますか、その幅と申しますか、そういうものが抑制をされたということについては、少し、安堵の胸と申しますか、よかつたなというふうに思っているところでございます。

と申しますのは、前回の平成22年の国調のときは、前5年間に減少数で言いますと、3,004人減ったと。そして、減少率も6.3%余ということでございますので、正確に言うと6.32であります、それが5.4%の減少ということであり、またその減少数も、今の速報値ベースで言えば、2,397人ということであります。

したがって、これはいろんなところで、私、申し上げておりますが、前の国勢調査のときには、全5カ年で年間平均1年に600人ずつ郡上市の人口が減ったということですが、今回の5年間は1年平均で480人の減少にとどまったということであります。

そのようなことでありまして、もう一つ評価すべきことは、この岐阜県の中で人口が増加したところ、これは大変うらやましい市町村であります、そうしたところは6カ町村あるわけですが、そういうところもあるんですが、とにかく減少率とか増減率という意味で、率で改善したってことですね。増加してるところは増加してるなりに、またその増加率がふえたとか、あるいは減少率はその減少率が鈍化したとか、あるいは減少から増加に転じたとかというような増減率のベースで見て、何らかの形で改善をしたというふうに見えるところは、岐阜県の42市町村の中で9市町村でございます。その9市町村の一つに入れたということは、そういう意味でも若干の改善があったということではなかろうかというふうに思っております。

御指摘のように、まだ詳しい資料がいろいろと示されていないので、わかりませんが、今回のこのような数字が示されたことの要因を若干考察してみますと、これも正確にはわかりませんが、いわゆる東海北陸自動車道の4車線化工事ということで、この郡上市内にこの調査時点を前後

してお住みになっている方がおられるという点は、一つは特異な事項として考慮しなければいけないと思いますが、なお、おおむね大体これくらいだろうと思ってるその人口の要因を差し引いても、やや例えば従来の国立社会保障人口問題研究所が示していた推計よりは、かなり上ぶれをしているということでは、何らかのこれはそういう意味で、その人口対策というものも若干何か効用化があったのかなとも思っております。

ちなみに、その国立社会保障人口問題研究所では、今回の平成27年のその人口の何ていいますか推計を、先ほど、今回の国調は4万2,094人と申しあげましたけども、その国の研究機関のこの推計では、4万1,714人ということですので、国調の結果と比べますと、約380人ほど上ぶれしていると言えますし、この社会保障人口問題研究所の推計には、5歳刻みの人口の推計も出てるんですけども、その推計によりますと、郡上市のゼロ歳から4歳までの一番最初の5歳階級の推計人口が1,411人という数字であります。

しかし、これは国調ベースではありませんけれども、住民基本台帳ベースで昨年10月1日現在の郡上市の住民基本台帳でとらえたゼロ歳から4歳までの人口を見ますと、1,573人ということで、研究所の推計よりもゼロ歳から4歳の住民基本台帳人口が、162人ほど上ぶれていると。

要は、赤ちゃんとかちっちゃい子どものところが、研究所の推計より上ぶれているということは、当然そういうちっちゃいお子さんは一人で住んでいるわけではありませぬので、その辺の親御さんたちとその辺の層が若干推計よりも上ぶれているということは、郡上市の人口の構造にとっては非常にいいことではないかというふうに思っています。

しかし、恐らくこの結果が出ますと、さらに例えば65歳以上、特にあるいは75歳以上の高齢化人口等は前回よりもさらに進んでるという結果が恐らく出るだろうというふうに思いますので、今後とも従来から今回の地方創生戦略等で進めております少子化対策あるいは人口対策、あるいは高齢化対策こういったものをしっかりやっつけていかなければいけないというふうに思っております。

(12番議員挙手)

○議長（尾村忠雄君） 上田謙市君。

○12番（上田謙市君） この秋に、発表される詳細ないろいろな各種の人口構成等のデータを見ると、今、市長が答弁されたことの内容が深みを持って、またお答えいただけるんじゃないかと思えますけれども、現時点においても、さきの国調に比べて減少率あるいは減少数が抑えられたということは、子育てを目指す日本一とかあるいは雇用の場の確保であるとか、いろんな面での施策が総合的に効果を上げてきているということが、今の時点でも言えるんじゃないかということを、私も思っております。

きょうはちょうど昼休みに議会が購読しております、自由新報という新聞があるんですが、済みません、市長さんにだけ、ちょっとコピーしてお渡ししておるんですけども、一面の見出しで国

調人口が初の減、これ総務省の発表した記事です。

「95万人減、39道府県で減少に」という見出しで、中の記事を抜粋して読みますと、「2010年の前回調査から94万7,000人、0.7%減り、1920年——これは大正9年ですが——この調査の開始以来初めて人口がマイナスに転じた」と。「全国1,719の市町村では、8割を超える団地で減少しており、人口が5万人以上減った市町村——ここに郡上市も入るわけですがけれども——約半数に拡大しておる」と。

総務省は、別の統計でも出生数から死亡数を差し引いたいわゆる自然減が大きいことがわかっており、はっきりと人口減少に入ってきたと分析していると。その影響は、国・地方の行財政、経済など広範囲に及ぶため、人口減少対策の加速化が迫られるというような記事であります。

しかし、全国的にこの減少ということは、やむを得ないことでありますけれども、郡上市においては、この速報値では確定したことは言えませんが、市長が答弁されたような傾向がはっきりとあらわれているということ、私も思います。

また、この秋にはもっと詳細な人口等の基本集計結果が発表されるとお聞きしておりますので、引き続き分析をしながら、人口減少の抑制の施策を続けていただきたいというふうに思います。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（尾村忠雄君） 以上で、上田謙市君の質問を終了いたします。

◇ 田代はつ江君

○議長（尾村忠雄君） 続きまして、4番 田代はつ江君の質問を許可いたします。

4番 田代はつ江君。

○4番（田代はつ江君） それでは、議長さんより質問の発言の許可をいただきましたので、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

最初に、移住者と空き家対策ということで質問をさせていただきます。

昨年11月21日から23日まで郡上八幡城下町一帯において、町家オイデナーレ2015が企画されました。空き家&リノベ町家拝見ツアー、シネマ、絵本、ライブ、デパートメント等、城下町をめぐる3日間の町家フェスというこの企画はもとより、チラシのできばえもすばらしいもので、私たち幼いころから郡上に住む者にとっても、新しいふるさとの発見に胸を躍らされるものでした。

先回の地域協議会で、委員のある方が話してみえました。当日、町から少し離れた尾崎町で、この催し物を担当してみえたそうです。ここまでは人の流れは来ないだろうと思っていたら、何と60人ぐらいの人が見学にみえてびっくりしたと。

空き家対策で頭を抱えてみえた二、三年前のことを思うと、今や、郡上八幡振興公社の空き家対策チームまちやの立ち上げで、目覚ましく町が動き出した感がしています。

「町家で暮らす、なりわい、遊ぶ」という城下町をめぐる3日間の町家フェスですが、町はどれほどのにぎわいを見せたのか、またそのにぎわいは、夏の踊りの季節、紅葉の季節とは少し違ったスタイルのものであったような気がします、総括をされ、教えてください。

○議長（尾村忠雄君） 田代はつ江君の質問に答弁を求めます。

市長公室長 田中義久君。

○市長公室長（田中義久君） それでは、町家オイデナーレにつきまして、お答えをさせていただきます。

もともと郡上八幡産業振興公社が下日吉町にあります町家伊之助、それから新町の玄麟というふうにして、空き家を——空き家といいますか空いた市街地のおうちを——活用しようというお取り組み、それから大きな市街地の調査を委託したこともありまして、空き家調査を大変関心を持っていただいたことに伴って、平成27年度予算で5,000万円という大きな予算を持って、市街地の空き家を、それを改修をして、再活用していこうと、こういう運動に資するというを公社に託したわけでございます。

そうした運動が、昨年度2人の市街地外ですね、この方たちも移住者ですけども、そういうスタッフを迎えまして、チームまちや、郡上市の参与でもあります武藤さんと3名の、そして公社からも入って4名のチームで、こうした運動が始まってきたわけでございます。

それで、ただいまおっしゃられましたオイデナーレの、この6月にチームが発足してから約半年くらい準備期間があったわけですがけれども、11月21日から23日、秋のよい、こういう休日を使って、3連休を利用しまして、こうしたイベントが開かれたわけでもありますけれども、一つは市街地の空き家の実態を、市街地の地域の皆様にも広く実感をしていただこうと、それから空き家利活用への可能性というものを実験的に示していこうと、そしてもう一つは、八幡市街地への移住あるいは起業を希望している皆さんに対しての具体的な例として、その情報を提供していこうと。こういうような3つの目標を持って取り組まれたわけでありまして。

特によかったのは、市街地の全地域にあります、まちづくり協議会、その中の八幡地域の皆さんとのタイアップをされましてやられたということでありまして、いわば市民運動といいますか、そういう形でスタッフが形成されて、お越しになった皆さんに、自分の町を、市民の皆さんが説明をし、熱く語りかけると、こういうふうな場面が大変よかったなと思っております。

それから、内容としましては、チームまちやで活用を進めている空き家、これは7軒になったわけですが、そしてこれを借り上げて改修をしていくという場面ですね。

それから、もう一つは7軒の共催店舗ということで、何かこのことに花を添えていただけるということで、例えていいますとアートの展示でありますとか、音楽のライブ、あるいは映画会とか絵本の読み聞かせ等々の、そういう町の中で点在する空き家とか町家を利用した、そういうものが

ラスになっていいイベントにつくっていただけたなというふうにして思っております。

それで、特に取材が多くて、新聞掲載が6件ありましたし、テレビ取材が4件、ラジオ取材1件、さらにウェブ上の御紹介なんかもありまして、こういうものも18件掲載をしていただということですし、年は明けましたけれども、岐阜新聞の一面で5回連続で郡上の空き家につきまして「郡上のまちやシリーズ」と「濃飛回帰 I ターンUターン」という大きな記事が出ましたけれども、こういうことである意味では郡上市の取り組みというのが広く知っていただく、そしてそれに関心を持っていただいて、また、郡上にお越しいただいて、そして何とか郡上に住んでいこうと、そういう運動に展開がしてこれたという、いわばキックオフイベントとして成功したなというふうにして捉えております。

一点、このこと背景にありますのは、郡上市全体で拝見ツアーというのをやっております、できるだけこういう物件を見ていただいたり郡上の生活を体験してもらう中で、お越しいただく気持ちとマッチングをさせていくというふうなイベント、それから市街地を使ったチャレンジショップというふうな取り組み、そういうものを下地にあってこういうふうな取り組みはできてきているなというふうにして感じております。

今後とも、公社とタイアップしながらこの運動を高めていきたいと思っております。

(4番議員挙手)

○議長(尾村忠雄君) 田代はつ江君。

○4番(田代はつ江君) それでは同じくそのときに、ふるさと郡上会によるどこでも移住相談会が開催されましたが、空き家&リノベ町家拝見ツアーにはどれほどの見学者があり、その後、引き続きの空き家に対する問い合わせ等があったかどうかということをお教えいただきたいと思います。

○議長(尾村忠雄君) 市長公室長 田中義久君。

○市長公室長(田中義久君) 具体的には、この7軒の空き家をめぐるツアーということで、このことに関心を持って来てくださったという方があるわけですが、3日間にわたるツアーでは、初日に30名、2日目に28名、3日目に58名ということで、延べ116人の御参加をいただいたということになります。

それで、相談会につきましては全体で、具体的な、自分が移住するというふうなことを含めた相談が12件あったということですのでございます。それから、その後もチームまちやにおきましては、空き家拝見ツアーとかあるいは完成内覧会等も予定をされておまして、現在、実質6軒が公社として改修して、貸し出し可能な物件となっております。その中で、今4軒入られておまして、これは短期ということで3月中に全員出て行かれるんですけども、また4月から4軒が長期ということで入居される見込みになっておまして、さらにこれ以外にも2軒の交渉があるということです。

ということで、循環が進んできているという状況になっております。

(4番議員挙手)

○議長(尾村忠雄君) 田代はつ江君。

○4番(田代はつ江君) 人口減少問題から今や移住者合戦は全国的展開になっており、我が町へ我が村へと、地域のよさをアピールしながら活発な展開がなされています。ある地域では動画を配信しています。また、移り住んでくださった方に特典をつけている実態もあるようです。

郡上市もここ数年の間に、多くの方が移り住んでくださっています。すっかり郡上人となり、自治会の役も買って出てくださいたり、私たち以上に郡上市の発展のために力を注いでくださる方もあります。

ここ数年の移住者の数と、市として今後移住される方に何らかの特典を考えてみえるかどうかということ、また、移り住んでくださった方々と、過去に、市長さんが意見交換会などをやられたことがあるかどうかということをお教えいただき、もし市長さんが意見交換会などを行われてみえましたら、そのときの主だった意見を参考までに教えていただきたいと思っております。

○議長(尾村忠雄君) 市長公室長 田中義久君。

○市長公室長(田中義久君) 交流移住につきましては、いろいろなチャンネルといえますか方法で、郡上に来られるという場合がありますので、全部はつかめてはおりません。それで郡上市交流・移住推進協議会、ふるさと郡上会ですね、この皆さんに問い合わせがあつて、実際現場に御案内したりという、そういうふうなお世話をした形の中で郡上に実質来られた方が、この平成20年の設立以降、この27年度の1月までの時点ですけど、合計で68世帯114人という数字になっておりまして、このうち68世帯42人が30代、40代という若い世代であります。

このほかにも非常に多くの方が、実際ここタッチされずに郡上にお越しになっている方がありますので、これも実は、調べさせてもらうということで、把握をしていきたいと思っております。今のところは交流移住の関係が、ただいま申し上げた68世帯114人でございます。

相談件数につきましては、1人何回あつても1回というふうなカウントの仕方におきまして、この数年大体百五、六十件が相談に来られてるという状況があります。

それから特典としましては、空き家の活用のために補助金という制度で3分の1以内で上限30万円、これは実績近年で5件でございます。

それから、地域おこし協力隊で3年間、3年間は短縮されて2年の場合もあるわけですけど、郡上に定住をしてくださると、そして何か業を起こしてやっていこうという場合に対しましての、起業家支援補助金ということで、これは10分の10で100万円御支援をすると。

それから新規定住者の住宅購入の場合には、郡上市産材の住宅建設等支援奨励金がございますので、これさまざま、単に購入してもらって10万円、それから市産材を使用していただきますと最大50万円まで活用がいただけるというふうなものもございます。

それから、あと市内の就労者に対して白鳥住宅に優先入居という仕組みも持っておりますので、これはこの春までで7件入っていただいております、単身者の入居も可であります。

このほかの、企業向けにはなりますけれども、郡上市雇用拡大支援奨励金ということで、1人についての移住者につきましても1人20万とこういうふうな支援制度がございます。

今度新規で、28年度予算で議会にも、今、御相談をしているものですが、郡上市3世代のいわゆる同居を推進するための、郡上市3世代同居支援住宅補助金と、それから、もう一つは市外の職場に通勤をされる場合に、高速道路の負担を一部応援させてもらおうというふうなことで、郡上市居住者通勤費補助金とこの2つを、今度新たな制度として直接応援するものを考えているところでございます。

それから、市長と多くの来られた方の触れ合いの場っていうのは幾つかあるわけでありまして、移住者の皆さんがいろんな場面で御活躍ですので、それぞれの場では触れ合いの場があって意見交換をされているんですけども、それ用の場としての設営したことは、実はありません。それで市議会の皆さんとの交流の場がありましたので、そういう場の中で出てきた意見として、少しだけ御紹介させていただきたいと思うんですけども、UIターンを進めるのに課題となるということにつきましては、やはり郡上における仕事ですね。やはり、なりわいというものをどのようにしてやっていくかということが、一つ課題になるということですし。やはり受け入れ態勢ということで、町の皆さんとの自治会のおつき合いっていうものをスムーズにもっていけるような、そういうふうなあつせんといいますか、そういうふうな仕組みをつくっていく必要があると。さらに、冬なんか雪がひどいということが、暖かいところから来られた方にはなかなか抵抗があるということもあつまして、自然環境が及ぼす生活への影響というのも結構ハンデにはなるなど。それから、教育の問題、あるいは娯楽が少ないとかですね、そういうふうな問題も、実は意見としては出ております。

しかしながら、いわゆるふるさと回帰の中では自分探しといいますか、自分の表現という場、あるいは自分らしさを生かす生きざまってのを求める時代になってきておりますので、そういう意味においては、郡上は自然であったり健康であったり心の豊かさという意味では、非常にいいなということになっておりまして、UIターンを促進するためのアイデアとしてはやはり、そういうものをしっかり郡上としてPRをしながら、そしてコンシェルジュといいますか、つないでいくということがすごく大事で、ホットな郡上でホットな子育てホットな老後ということで、若い人からお年寄りまで豊かに住める、住んでいける郡上というものをしっかりみんなでつくっていきましょう、と、こんなようなお話があつたことを御紹介させていただきたいと思つます。

(4番議員挙手)

○議長(尾村忠雄君) 田代はつ江君。

○4番(田代はつ江君) ありがとうございます。

よくわかりましたけども、今後、市長さんとの移住をされた方との懇話会のような感じで、お茶とお菓子くらいで結構ですので、よく来てくださった郡上市へってということで激励とかいろんなことをされると、来てくださった方も本当に喜ばれると思いますので、今後こういう機会を持っていただくとありがたいと思います。

それでは、次に移りたいと思います。子どもを産める土台づくりということで、産める空気のある土台づくり、と社会環境を表現された方がいます。出生率が回復したことで知られる、フランスに住む日本人女性が「ここには産める空気がある、子どもを産んでも大丈夫という気がするんです」と言ったことが、ある本に書いてありました。さらに「若い人たちは、結婚して子どもを持ちたいと言いつつも、結婚や子育てにリスクを感じている、日本には残念ながら産んでも大丈夫な空気がない」と書いてありました。

産んでも大丈夫な空気を社会がつくるためには何が必要なのか、その第一は経済的な不安を取り除く環境整備が上げられました。地方の未婚の男女は年収200万円から300万円台の方が最も多いという結果からも、結婚したいという希望をかなえるためには、共働きしていくことが不可欠となってきます。特に女性が結婚出産を経ても、安心して仕事を続けられることが重要です。育児休暇などは公務員を除き、一般企業ではなかなか保障されないのが現実です。非正規雇用の女性の就業継続となると、なお困難なことです。出会いの支援をするだけでは結婚に至るのは難しいと思います。

ベネッセの雑誌「サンキュ！」を通じ、年収300万円から500万円の世帯の主婦層に「もう1人以上子どもが欲しいと思いますか」とのアンケートを行い、欲しいと答えた人に対して、必要と思われる支援を挙げていただいたそうです。その回答を参考に、企業でなくて郡上市にお聞きしたいと思います。

最初に、日本の高等教育は、無理する家計に支えられていると思います。条件付きの給付型の奨学金の検討ということで、お聞きしたいと思うんですけども、この給付型奨学金につきましては、先ほども一般質問の中に少し出てまいりましたので、給付型の奨学金及び返還免除型奨学金の制度の導入を、今後検討されていくようなお話がありました。条件つきとここに書きましたけれども、条件つきというと5年以内に地元に戻ってきて働く人とか、また何年間か勤めて返還が免除となるとか、そういう人のことをいうんですけども、この目的の中には定住促進対策が一つと、またもう一つには経済的に恵まれない家庭の支援という、この2つが含まれると思うんですけど。

私は今、質問をさせていただくのは、経済的に恵まれない家庭の支援ということで、先ほども多少はお答えがあったように思いますけども、給付型の奨学金の検討ということでお聞きしたいと思います。

○議長（尾村忠雄君） 教育次長 細川竜弥君。

○教育次長（細川竜弥君） それでは、お答えをしたいと思います。

ただいま御質問がございました条件付きの給付型の奨学金ということで、この条件付きということにも、いろいろな御質問の中にも意味があるということをお聞きをいたしました。現在、郡上市におきます制度といたしましては、郡上市青少年育英奨学資金貸付制度がございます。

ただし、これは返還免除ですとかあるいは給付とかいう形にはなってございません。無利子での貸し付けということになっております。

さっきの質問でも、郡上市に帰ると免除がといったことですが、現在はそれはございません。

ただし、市が運営しております医療機関での奨学金というのがございまして、こちらはそれを受けてから、その市の医療機関、偕楽園のような介護施設も含めますが、そういう医療機関へ貸し付け期間の1.5倍を勤務をすると、返還が免除されるという意味の返還免除というのはございますが、一般的な青少年育英奨学資金のほうでは、現在この返還免除あるいは給付型というのはございません。

なお、国の動きといたしましては、やはり国のほうでも給付型奨学金の制度設計について考えるというようなお答えもございますし、さきに、午前中の質問のときに、ちょっとチラシのほうで見させていただいたのが、多分この案件ではないかなと思っておりますが、民間におきましては十六地域振興財団というところが、こちらは国内の4年生以上の大学に進学する学生を対象に16人程度の奨学生を募集しまして、年間40万円、原則として4年間受け取ることができる。それから、返還する必要がないということです。応募の要件としましては、保護者の住所が県内であるということと、それから県を愛する気持ちがあるといったようなこととございまして、必ずしも県内へ戻るですとか、そういったようなことはないようでございます。

ただ、そのために非常に倍率は高くて、約12倍ほどの倍率というふうになっておるようでございます。これは2008年度に創設されまして、これまでに132人が受給をされておられるということでございました。

それから、これにつきましてもさきに新聞報道がされておりましたが、岐阜県におきましても2016年度の当初予算案に、県内の大学に進学した県内高校の出身者を対象に、岐阜県にUターンして一定期間、一応これは5年ということを見ておるようですが、一定期間働くことを条件に返済を全額免除する制度を設けるというようなお話でございます。

1人当たり月額3万円、卒業後に5年間、県内の企業に勤務するかあるいは県内で自営業として働けば、返済の必要がなくなるというようなことで、県の当初予算では100人分約3,780万円が盛り込まれておるというような新聞報道がございました。

ただしこれも、県内の企業に5年間というところでございますが、例えば、県内に本社ございすけども、そこが例えば、名古屋支店でございましてとか東京支店という逆にそういうところへ、いわゆる異動になった場合にはどうなるのか、それが含まれるのか、られんのかとかいったよ

うなところを、まだこれからそういう細かいところは制度設計をされていくそうでございます。

このように郡上市におきましても、先ほど質問の中で議員申されましたとおり、この条件付きの給付型の奨学金が、いわゆる貧困対策であるのか、あるいは定住促進であるのか、あるいは純粋な教育支援、教育支援と申しますのは高い志を持って高いチャレンジをしてほしいと、夢に向かってチャレンジしてほしいというような目的であるのかといったようなところを整理しながら、前向きに検討していきたいというふうに考えております。

(4番議員挙手)

○議長(尾村忠雄君) 田代はつ江君。

○4番(田代はつ江君) ありがとうございます。

奨学金制度は今もお話にありましたように、いろいろありますけれども、卒業後に返済していく金額が大変たくさんで、大変な思いをしてみえる方が少なくないということもお聞きしておりますので、今後このようなことも郡上市の中でもいろいろ考えていただきたいと思います。

次に、2点、一つずつでなくて同時に答弁のほうをお願いしたいと思います。

まず、夫が職場から早く家に帰れるようにする環境ということで、これは働き方の改革、特に長時間労働の是正ということをお聞きしたいと思えますし、それと少し似ておりますけれども、男女ともに働きともに子育てする社会に向けて、ということで郡上市の姿勢を教えてくださいたいと思います。

○議長(尾村忠雄君) 市長公室長 田中義久君。

○市長公室長(田中義久君) 今の御指摘の件につきましては、次世代育成支援対策推進法という法律がありまして、これ郡上市も、実はその特定事業主ということで、行動計画というのを定めることになっております。

現在ちょうど10年経まして第2期目の計画が始まったところでありますけれども、まさにワークライフバランスで子育て支援をしっかりと行うんだということで、郡上市の職員のことですので自分たちばっかなことではいけません、法律に基づくこの行動計画の中には、やはり数値目標を持ちましてしっかりと子育てのための休暇が、みんながそれを理解してしっかりとれると、それは当然男性のいわゆる育メンというものもありますし、あるいは子育てのときの父親の休暇というものもあるんですね。

そういうふうなさまざまな制度をしっかりと周知をし、そして、それぞれに平成31年へ向けての目標%を設定をして、実現をしていくということになっております。

また、いわゆる産んだほうの母親につきましても育児休業とか部分休業とか、あるいは代替の職員をしっかりと確保していきますと、それから職場に復帰するときの支援、こういうものも計画の中には位置づけております。

それから、岐阜県では早く家庭に帰る日の運動というのがありまして、これは御承知のとおりです。すけど、平成16年の6月から毎月8のつく日、8日、18日、28日を早く家庭に帰る日と、あるいは平成22年2月にはこの職員の改革運動による提案を受けて、毎週金曜日をノー残業あるいはエコ通勤の日というふうなことにしております。できるだけ家庭生活を大事にするというふうな運動を奨励をしているということでもあります。

そういうふうな個別のことを、これはいわゆるその法律の郡上市の取り組みでありますけれども、これを100人以上の企業については、こうした行動計画を策定することは義務づけられてますが、100人以下の場合にも努力義務ということになってございます。そういうことをつきまして商工課などでは、雇用対策協議会とか経済懇話会とかそういう場を通じて、こうした考え方をしっかり普及啓発をするという取り組みをしております。

それから、同時に岐阜県におかれましては、岐阜県子育て支援エクセレント企業という認定制度がありまして、しっかり子育てをしていく企業というものでこれ郡上市の中では、実は平成23年に有限会社名岐サービスセンター、平成24年度には有限会社ノバネットワークス、それから平成25年度に株式会社（高）垣組と3社が、実は認定をされておるわけですが、こういうふうなことで県もそういうふうな、先ほど言われました空気づくりといいますが、雰囲気づくりへ向けての普及啓発が取り組まれているところであります。

もう一つは、郡上市においては、いわゆる男女共同参画のプランを昨年策定させていただきました。今、2次計画に入っておりますけれども、女性と男性がともに生き生きと暮らせる社会というのは、今、田代議員が示された、そうした子育てそうした環境をしっかりとつくっていく郡上市の中ですので、そういうふうないわゆるともいきのイベントを興したり、さまざまなそういうことでの啓発を行っているということでもあります。

済みません、もう1社、平成27年に特定非営利活動りあらいず和が、さらにこの認定企業になっていきますので、よろしく願いいたします。

（4番議員挙手）

○議長（尾村忠雄君） 田代はつ江君。

○4番（田代はつ江君） 詳細にわたりありがとうございました。

企業に先駆けて男女共同参画社会を、まず郡上市のこここのところから発信していただきたいと思っております。

第4点目に、LED照明の推進という質問もつくっておりましたけれども、これは28年度の予算でいろいろ組み込まれておまして、大体答弁をいただいておりますので、これは省略させていただきます。最後に、民俗資料館、図書館を活用した介護予防、障がい者支援ということで、最後の質問をさせていただきます。

読書学習支援という本来の技能に加え、地域の課題解決の支援を打ち出す図書館があります。愛知県田原市にある中央図書館は13年前にオープンして以来、職員が積極的に町に飛び出しユニークな活動を展開しています。特に注目されているのは、介護施設を巡回する訪問サービス元氣配達便があります。知識情報の拠点という武器を生かして、お年寄りを元気にする取り組みで、介護予防にもつながっているそうです。思い切って図書館の垣根を越えたのは、図書館の知識、情報を活用すれば、地域や住民の課題解決に役立つという発想です。

ここで、田原市内の介護老人保健施設を訪問する元氣配達便を少し紹介したいと思います。「これは昔の道具、何に使った物ですか。」、1人が「それ箱膳だわ」と答えると、うつむきかげんだった多くの顔が上がり始めた。「あれ、懐かしいなあ。昔は御飯食べるときに使ったよ。自分専用のお膳でな、箱の中に茶碗や皿が入るとる。」など次々に声上がり、思い出が次々とよみがえってきて、高齢者の表情にもうれしさと自信が出てきたというのです。箱膳は、昭和10年代ごろまで使われていたもので、市の民俗資料館から借りてきたものです。これは認知症予防などに活用されるグループ回想法で職員らが持参した昔の写真や生活用品に触れて脳を活性化させ、気持ちや心を元気にする心理療法だそうです。

最初に、ちょっと本題とはかけ離れますけれども、今、市の民俗資料館について、資料館という名のつく施設が市にはどれくらいあり、また年間の入館者というのはどれくらいあるのかということ、それからその利用は観光客の入館のほかどのように利用されているのかということ、今までの質問とちょっとかけ離れておりますけれども、最初にこれをお聞きしたいと思います。

○議長（尾村忠雄君） 教育次長 細川竜弥君。

○教育次長（細川竜弥君） それでは、お答えをいたしたいと思います。

民俗資料を展示いたします施設は、市内に6施設ございますが、博物館施設は6施設ございますが、民俗資料の展示を行っておりますのはうち5施設ということでございます。また、この4月以降に開館いたしますたかす開拓記念館においても収蔵展示を行うということになっております。

入館者数につきましては平成26年度の実績で、これは有料入館者でございますが、8,153人、これに入館料免除844人を加えますと、全部で8,997人が入館の実績ということになってございます。

こちらの観光客の入館以外の利用者としてしましては、市内の小学生が社会科の授業で資料館を訪れて、昔の暮らしですとか郷土の歴史を学んでおるといようなものもございまして、八幡町、白鳥町で収蔵する民俗資料を高齢者の回想法のために、市高齢課でございまして、社会福祉協議会へ貸し出しを行っておるといようなものもございまして、また、市民講座でありまして、市内小中学校の校外学習の場ということでも利用をされてございます。

（4番議員挙手）

○議長（尾村忠雄君） 田代はつ江君。

○4番（田代はつ江君） 私は以前、このグループ回想法に大変興味を持っていました。そして今、お聞きした民俗資料館の展示物に高齢者の方々が触れ合う機会をつくってほしいということ、過去に要望したこともあります。

例えば、介護施設に入所またはデイサービスを利用してみえる人が、たまにはバスに乗って懐かしいものを見に行くこともいいと思いました。

私は時々ですが、ボランティアで介護施設へ行かせていただきます。利用者さんたちは塗り絵をしたり、また折り紙を折ったりして時間を過ごされているようですけれども、中には黙ってうつむいたままずっと時間を過ごされている方も少なくありません。

時々外からいろいろな団体やグループの方が慰問にみえます。今、次長さんのほうからお聞きしましたけれども、認知症予防のために郡上市でも同じことを大体やってみえるということをお聞きしましたし、また、ぼちぼちいこう会という会が、この偕楽園等に月1回、回想法ということで、こういういろんな民俗資料館からいろんな道具を持っていかれるということも、後に聞きましたので、このことに対しては答弁をいただかなくても、もうやってみえるということで、今後も展示物も行きますし、認知症予防のために一石二鳥となると思いますので、ぜひどんどん取り組んでいていただきたいと思います。

また、もう一つ図書館のことで、障がい者の読書を支援する専用のブースを設け、拡大読書器、音声案内つき再生機、対面朗読サービスなども利用できるような、そういう郡上市の図書館の中では、十分にこういう技能が充実されているのかどうかということもお聞きしたいと思います。

ちなみに、車椅子の女性から聞いたんですけども、白鳥の図書館は広くて、車椅子で自由に往来ができるけれども、八幡町にある図書館は通路が狭くて車椅子ではなかなか往来がしにくいと、少し本棚の配置を変えていただければ、それができるのにつて、そういうお話も伺っておりますので、障がい者の支援をするそういう図書館の取り組みについて、少し教えていただきたいと思います。

○議長（尾村忠雄君） 教育次長 細川竜弥君。

○教育次長（細川竜弥君） それでは、お答えをさせていただきます。

議員御質問のございました、田原市の図書館でございしますが、開館間もないころに、郡上市の合併直前の7カ町村の担当者で見学をしております。やはりすばらしい、設備的にも機能的にも非常にすばらしい施設である、という感想だったそうでございますが。

障がい者への質問のサービスにつきましてでございますが、現在、特別なブースというのは設置をしておりますが、車椅子のまま入っていただき、車椅子でも使用できるという机になっております。

一応、本館、八幡分館、美並分室ということで、そのほかのところではちょっとやや御不便をおかけしておると、ただ、今、御質問ございましたように八幡分館でも十分ではなくて、やや狭いと

いったようなところはあるかと思えます。

それから、対面朗読サービスというものにつきましても、要請がございますれば、本館のふれあい創造館の視聴覚室においては可能でございます。

それから27年度からは、特別支援学校八幡、それから大和への学校への貸し出しを隔月で始めさせていただきます。

また、分校を設置しております高齢者施設、白鳥の高齢者健康福祉センターでございましたり、せせらぎ緑風苑ですがこちらのほうは月に1回、それから公立病院2カ所ございますが、ここは二、三カ月ごとに本を入れかえるために出かけておるといようなことでございます。

高齢者施設の訪問につきましては、備品の整備、あるいはボランティア要請等人的対応による部分が非常に多くございまして、現在の職員体制ではやや困難でございますが、今後、関係部局と検討をしながら、改善に向けて努力をしていきたいというふうに考えております。

(4番議員挙手)

○議長(尾村忠雄君) 田代はつ江君。

○4番(田代はつ江君) たくさん用意し過ぎたために、大変答弁のほうも急がせてしまって申しわけありませんでした。

民俗資料館、また図書館を活用して、これから高齢者がどんどんふえますので、介護予防、また障がい者の方のための支援ということにもこれからは極力力を入れていっていただきたいと思えます。

以上で、一般質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長(尾村忠雄君) 以上で、田代はつ江君の一般質問を終了いたします。

それでは、ここで暫時休憩をいたします。

再開は14時30分を予定いたします。

(午後 2時20分)

○議長(尾村忠雄君) 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

(午後 2時30分)

◇ 清水正照君

○議長(尾村忠雄君) 11番 清水正照君の質問を許可いたします。

11番 清水正照君。

○11番(清水正照君) それでは、ただいま議長より発言の許可をいただきましたので通告に従って順次質問をしていきます。よろしくお願いをいたします。

初めに、中山間地域における農地基盤の機能改善と地域振興策についてお伺いをいたします。

中山間地域の現状は、人口の減少と高齢化の進展による過疎化が進み、農地の維持に総力を挙げ取り組まないと現状を維持することが困難な状態にあるというふうに思います。

米を初めとする農産物の価格の低下による所得の確保が難しく、若者の農業離れが進み、農業従事者の中心は70歳代であり、耕作放棄地の増加や鳥獣の被害による耕作意欲の低下が進む中、それぞれの地域では中山間地域等直接支払や多面的機能支払交付金を受け、住みやすい地域づくりのために地域住民総参加のもと、農業用排水路の清掃活動やのり面の草刈り、獣害対策や耕作放棄地の防止対策などに積極的に取り組まれていることと思います。

こうした状況の中での課題として、昭和50年から60年を中心に圃場整備が進められ、特に用水路については劣化が激しく、下流では用水の確保が困難な場所もある状況であり、農業用排水路の老朽化が進んでいること。圃場整備地内での道路舗装の劣化が著しいこと。

こうした課題について、市として国・県の諸制度を計画的に導入し、農業者が安心して農業生産が行える、そうした環境整備を図る必要があるというふうに思います。整備から年数が経過し、老朽化、劣化が著しい状況にある用排水路、道路舗装など計画的な農地基盤の機能改善について、市長にお伺いをいたします。

○議長（尾村忠雄君） 清水正照君の質問に答弁を求めます。

市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） お答えをいたしたいと思います。郡上市内の農業というものを、今後も持続的に発展をさせていくためには、これまでいろいろ議論されてた農政の上でのソフトの施策とともに、今御指摘のようなこの農業農村基盤の整備、こうしたことに対応していく必要があるというふうに思っております。

御指摘のように、合併前の郡上郡内におきまして、この昭和50年代をピークに圃場整備が積極的に行われていったわけですが、歳月が経過をいたしまして、今いろいろと施設の老朽化が目立ってきてるところでございます。

そのようなことに対応するために市のほうでは、こうしたいろんな農道であるとか、あるいは農業用水であるとかこうしたものについての維持改良、改良修繕事業というようなことで県単、これは県の補助を受けて行う市の事業でございます。市単独ということで市の一般財源でといいますか、独自財源で行う土地改良事業ということで、いろんな維持補修事業を継続的にこれまでも行ってきたところでもあります。

これを今後もしっかりと続けていきたいと思っておりますが、特に現在提案しております平成28年度予算の中では、市の単独土地改良事業というのを前年度あたりは、大体平成27年度で1,160万円という当初予算でしたけれども、今回は6,340万円ということで、実施箇所も42カ所というよう

なことで、対前年当初対比で5,180万円ほどふやしまして、これはあわせて農業基盤の整備と全市的に細かいいろいろな事業を、建設産業への、また波及効果ということも狙っておるところでございます。こうしたことを、やはりやっていかなければいけないというふうに思っておるところであります。

また、市が独自にやってるわけではございませんが、平成7年度からこの地域の農業基盤と生活環境基盤を総合的に整備すると、こういう目的、いわば農業農村の活性化定住促進、都市との共通の社会基盤の形成というようなことを目的とする、よく言っておりますが中山間地域総合整備事業、これを県営事業として県に行っていたいております。

これは財源的に申し上げますと、国50%、県30%、あとの15%を農道等については市が15%負担しておりますし、農業用水等については、地元で市が10%の地元で受益者負担といいますか、分担金ということで5%と、こういうような形でやっておりまして、平成7年度から県営中山間地域総合整備事業は平成26年度までの総括で見ても、市内で約69億3,500万円の事業で各地区で行われておりまして、これがそういう意味では農業基盤、農村基盤の下支えということで、有効に働いているというふうに思いますけれども、今後とも今さらに続けて、平成28年度以降の事業としても、今それぞれ高鷲、白鳥、大和、八幡、和良、明宝といったところで、地区的にいいすと4地区、高鷲、郡上北西部、郡上北東部、大和南西部というような形で水路整備、農道整備、集落道整備こうしたことをやっていこうといたしております。現在、ただいま申し上げました4地区だけでも事業費で約18億8,500万円というようなことでございます。

さらに、平成29年度以降、新たに3地区ということで、白鳥北部、八幡、美並というように事業採択に向けて、事務を進めているところであります。

このように、農村の土地改良施設等の老朽化等に対応するために基盤整備というものを進めておりますけれども、今後ともしっかり進めてまいりたいというふうに思います。

(11番議員挙手)

○議長（尾村忠雄君） 清水正照君。

○11番（清水正照君） ありがとうございます。お聞きしますと計画的に進められておることですが、なかなかその要望して待っていてもなかなか地域のことが、といいますか、気のついたところまでやっていただけないというようなことで、それぞれの地域の方が思いを持ってみえるんじゃないかなあということを思います。簡易的なものについても早くできるようなことも必要かというふうに思いますし、全体計画の中で着実に進めていただければということをお思いますので、よろしく願いをいたしたいと思っております。

次に、今ほどはハード的な面でしたけども、これはソフト面になるのか知りませんが、現在、郡上北部地域では地域の営農集団として、JA、おくみの農援隊と2つの法人が農家から農地を全面

的に請け負い、稲作や大豆、ソバ、飼料作物などを作付しているというふうになっております。

おくみの農援隊の状況をお聞きしますと、農家の作業依頼が増加し飽和状態になっている状況の中、国の補助金見直しなどの影響を受け、経営も大変厳しいとのことでもあります。受け手のない農地を農援隊に管理していただくことによって、農地の荒廃を防ぎ地域を守っていただいていることは、大変ありがたいことだというふうに思います。

地域に精通したJAと行政が、地域の現状と課題の共通認識のもと、連携を強化することが、今後ますます重要ではないかというふうに思います。

JAと行政の連携強化による地域振興策について、市長にお伺いをいたします。

○議長（尾村忠雄君） 市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） 御指摘のように、この郡上市の農政を進めていく場合に郡上市、それから、JA、そしてまた、県の農林関係の事務所等、こうしたところがしっかり連携をしていく必要があるというふうに思っております。

また、いろんな推進をしていく場合に、地域のしっかり集落の単位での地域農業のあり方の方向づけをするための人・農地プラン、こうしたものもしっかり策定をしてもらいながら進めていく必要があるということでもあります。

人・農地プランは、現在郡上市内で策定を進めておりますが、16地区で、今策定がされているというようなことでございます。

そして、ただいま申し上げましたように、県の農業関係の機関、そしてJA、それから私ども市、あるいは農業委員さんたち、こうしたところがしっかり連携をしていかなければいけないということですが、今お話がございました、そのパートナーであります県・市・農協につきましては、営農連絡会議というやつを、いうやつといますか、そういう会議や、あるいは就農支援協議会といったようなそういう組織を持っておりまして、おおむね2カ月に1回ぐらいというようなことで、しっかり会議をしながら、きめ細かく農政が推進できるようにいたしているところであります。

また、これもそうした協議の中から出てきたことでもありますけれども、JAめぐみのほうで、今年度といいますか新年度から、いよいよ指導をするわけでもありますけれども、始まるわけですが、白鳥町におきまして、トマトの栽培の研修施設というものをJAさんにつくっていただきまして、県・市、支援のもとであります、トマトの学校プロジェクトというようなことで、白鳥町の長滝地区、長良川の左岸地区でありますけれども、新規就農者の研修施設としてハウス10棟を持った研修施設をつくり、毎年2名ずつ研修生を受け入れて、2年間の教育研修をして就農をしてもらおうと、こういう仕組みもこれから動き出すというふうに思います。

新年度は、大和町の女性1名、それから愛知県の岡崎市から来て郡上で就農したいと言われる男性1名を受け入れて、そうした新規就農者の立ち上がりについても支援をしていきたいというふう

に思っているところであります。

また、今お話がありました、おくみの農援隊とか、こうしたいわゆる受託をして農業生産をしていただく、そうした受け手といますか、担い手をつくっていくということも非常に大切なことでございまして、昨年は大和町の栗巣地区におきましてファットリエ栗巣と、あるいは、くるすとも言いますけれども、農事組合法人を立ち上げていただきました。今後北部方面でも、例えば石徹白であるとか、あるいは前谷、六ノ里といったようなところでも、何らかのこうした農業の担い手の組織づくりを、今相談をしていただいておりますというようなことでありまして、こうした担い手づくりということにも取り組んでまいりたいというふうに思います。

(11番議員挙手)

○議長（尾村忠雄君） 清水正照君。

11番 清水正照君。

○11番（清水正照君） 先ほど、JA、おくみの農援隊の今の作付面積といますか、農家から請け負って取り組んでみえる面積、大変多くて飽和状態になっているということを聞きますし、その辺の農援隊としてどの程度の面積を今管理をしてみえるのか、市として把握してみえましたら、教えていただきたいと思います。

○議長（尾村忠雄君） 農林水産部長 下平典良君。

○農林水産部長（下平典良君） 済みませんが、手元にちょっと資料を持ち合わせておりませんので、後ほど御報告したいと思います。

(11番議員挙手)

○議長（尾村忠雄君） 清水正照君。

○11番（清水正照君） そういった現状を知りながら、やはりこういったいろいろ今、市長から説明がありましたけど、いろんな施策といますか、を展開してるということはわかるんですけども、やはり現在そういった農援隊がどのくらいの面積を管理し、ほんとにしっかりと管理されておるのか、ややもすると、こんなこと言うと失礼かもしれんけども、役済ましに終わっていないかとか、そういったことも含めて、その現状を知ることというのは、非常に大切なことではないかなということをおもいます。

まして、こうして地域で皆さんが一生懸命取り組まれておる、この今でなければこの先持ちこたえられないということも現実問題として起きてくるのではないかなということをおもいます。そういった意味合いの中で特にこういったソフト的なことも含め、基盤整備も含め、しっかり農村基盤、先ほどもお話もありましたけども、田園風景を守り、こういった自然環境を守っていくということが、非常に大切なことだということをおもいますので、その辺については実態をしっかり把握していただく中で、先ほどもお話しました県・市、また農協と連携をとっていただくということが大事だ

というふうに思います。

以前、農業振興センターを設置するようなお話がありました。それはちょうど当時は今の物産センター、白鳥物産センターの施設を利用してというような計画もあったようですけども、ワンストップでそういった農政に当たっていただくことも大切かなあということを思います。先ほど、2カ月に1回ぐらいは協議会といたしますか、そういった会合を持ちながら取り組んでいるということをお聞きしましたので、振興センターがなくても、そちらでしっかりやっていただければということをお考えですが、こういった面での中山間地域における農業活動といたしますか、スムーズにいくような方策をお願いをいたしたいというふうに思います。

○議長（尾村忠雄君） 農林水産部長 下平典良君。

○農林水産部長（下平典良君） 先ほど、御質問がありました、おくみの農援隊の作業面積のほうでございまして、農業生産法人、郡上市の中に16組織ございまして、合計で209ヘクタールぐらいでございまして、そのうち、おくみの農援隊のほうは52.6ヘクタールを作業受託しておるといいますので、よろしく申し上げます。

（11番議員挙手）

○議長（尾村忠雄君） 清水正照君。

○11番（清水正照君） それでは、次に移りたいと思います。

（仮称）長良川あゆパーク建設に伴う、道の駅白鳥の一体的改修について、でお伺いをいたしたいと思います。

長良川の水産振興及び清流の国ぎふづくりの推進を目的とする（仮称）長良川あゆパークが、平成30年度オープンを目指して岐阜県により整備が進められております。平成28年度中に敷地造成が行われ、平成29年度には建物の建築が行われる計画というふうに伺っております。

道の駅白鳥は、長良川あゆパークと同一敷地内にあることから、岐阜県は長良川あゆパークと道の駅白鳥を一体的な施設として総合利用し、極力無駄のない効率的な整備を目指し、施設運営についても効率的、効果的な施設運営を考えているとお聞きをいたします。

長良川あゆパークの完成により、都市部からの観光客の増加や中部縦貫自動車道の開通による関西圏、北陸圏からの入り込み客の増加を見据えた地域振興、農業振興、水産振興の拠点施設としての整備が欠かせないというふうに思います。

道の駅白鳥は平成4年に完成し、建築後23年が経過し修繕箇所もふえてきているというふうに伺っております。隣接する白山文化博物館への誘導や一体的な施設を拠点とした周辺地域への観光など、白山文化の里づくりのために、有益な施設となるよう、この道の駅白鳥の新築を含め、最善の改修計画を検討する必要があると思います。

長良川あゆパークの建設計画に伴う道の駅白鳥の改修計画の現状と今後の一体的な事業推進につ

いて、市長のお考えを伺いたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（尾村忠雄君） 市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） 今お話がございましたように、今般の件の（仮称）長良川あゆパークは、白鳥道の駅のすぐ南側にできるわけでありまして、今現在、パターゴルフ場とかテニスコートとかそういうものを、一連の施設として持ってるわけですが、そこにも用地を提供してできるわけでありますから、まさに一体的な施設というふうになるというふうに思います。

それで、御指摘のように県の施設である長良川あゆパークと連動してといいますか、連携して今後一つのにぎわいの拠点になるようにということを考えていく必要があるというふうに思っております。

お話がありましたように平成4年に管理棟ができ、それからまた、平成6年にそのほかのいろいろな物産の販売施設であるとか、ただいま申し上げましたテニスコートとかパットゴルフ場といえますか、そういうような施設ができたわけですから、そろそろ特に管理棟等についても老朽化をしてきているということはお聞きをいたしておりますし、私自身、施設を見に行っております。

県の施設である長良川あゆパークがどんな施設になるか、どんな機能を持っているかということを見きわめながら、それに対応して、白鳥道の駅も整備を、再整備をしていく必要があるというふうに思っておりますので、今般の当初予算等には上げておりませんが、いずれ基本的にどのような構想で再整備をするかということについては、そうした基本的な検討から進めていく必要があろうというふうに思いますので、できれば新年度になってから、そうした所要の予算等も計上しながら基本的にあり方を検討していきたいというふうに思っております。

あわせて、既に課題となっております白山文化博物館も、もう少し魅力を増して入館者の増加を図っていくというか、まさにあそこも郡上市の情報発信拠点として活用していく必要があると思いますので、そうした白山文化博物館、それから現在の道の駅、そして長良川あゆパーク、また昨年、国の重要文化財として韋駄天立像とか善財童子立像というような長隆寺の重要な仏像といえますか、そういう物も国の指定を受けましたけれども、そうした、いわゆる白山、長滝、白山神社、あるいは長隆寺こうしたところの文化財、こうした物も、やはり、地域の重要な情報発信として見ていただくというような、あの辺一連がかなりそういう意味では、魅力的な地域資源を持ったゾーンということであろうと思いますので、いろいろと検討をしてみたいというふうに思います。

（11番議員挙手）

○議長（尾村忠雄君） 清水正照君。

○11番（清水正照君） ありがとうございます。大変、前向きなお答えをいただきました。当初予算にはないけれども、新年度になってからそういった計画的に進めていくというような答弁ですし、市長、今お話になられましたようにあの周辺ほんとに魅力的なものがたくさんあるというところだ

というふうに思います。

あゆパークと道の駅が本当に一体的に、またいろんな面で施設を共有できるような施設として整備されることが、本当に無駄を省くといいですか、そういったことにもつながると思いますし、一体的に管理運営を進めていくのには、別々につくって同じような物を幾つものつくるといってもいいけませんので、そういったところにも細心のこの何といいですか、気を配っていただいて、具体的なもんだとして建設されるように、よろしくお願ひしたいと思いますし、そういったことで周辺の皆さん方も、本当に待望の施設ではないかなあとということと思います。

やはり、156号線沿いに立地しまして、そういった郡上と北陸を結ぶといいですか、そういったところですので、大いにこの有効な施設として今後改修計画といいですか建設が進むことを願っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、続きまして、子ども・子育て支援の次のステージというようなことで、お伺いをいたしたいと思います。

特に、日置市政になってから、出産から育児、そして、就学へと続く子育て世代への支援を図るため、乳幼児から中学生の通院、入院の医療費の無料化に加え、高校生等の医療費の自己負担相当分を給付する制度に拡充、子育て支援金の創設やがんばれ子育て応援事業の拡充など、市独自でのものを含め、子育て世代に対し、誰もが安心して子どもを産み育てられることができるよう、経済的な支援を段階的に進められてきました。

子育て支援の次なるステージとして、他の自治体でも実施しているところがありますが、給食費の公費負担についてお伺いをしたいと思います。

小中学校の給食費の年額、過年度分の未納額の現状、平成28年度の当初予算額、この辺の状況と今後の児童生徒数の推移や社会通念上の課題なども考慮した中で、給食費の公費負担について、市長の見解をお伺いをいたしたいと思います。

○議長（尾村忠雄君） 市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） 給食費の問題ということでありまして、お答えをいたしたいというふうに思います。

ただいまお話がありましたように、郡上市におきましては、子育て支援ということでいろんな手だてを打ってきたわけでありまして、今お話がありましたように、幾つかの自治体では、さらに子育て支援という意味もあると思いますけれども、あるいは、定住移住対策の一つの魅力づけというようなこともあるかもしれませんが、学校給食費の、保護者の方に負担をいただいている材料費といいですか、賄い費といいですか、そのようなものを軽減、あるいは、全く免除をするというような自治体が出始めているというように、私も承知はいたしております。

郡上市の学校給食費の実態でありますけれども、現在は学校給食費、保護者に御負担をいただいて

いるものにつきましては、小学校は月額4,000円。大体年間で190食ぐらいを食べていただくという形になりますので、1食当たりですと253円という負担になるということでありまして、それから、中学校は4,600円。これは同じく1食当たり291円と、このような御負担を保護者の方にいただいているということでありまして。

この給食費は合併時よりずっと据え置いてきましたけども、消費税が8%になりました平成26年度に値上げして、現在ただいま申し上げた数字になっているということでありまして、その引き上げ前と比べますと、100円の増額とそれぞれさせていただいたというようなこととございます。

そういうことで、平成28年度の予算案で見ましても、この父兄の方に食材費等ということで負担していただいている学校給食賄い費というのは、これは児童生徒さんと、それから一緒に給食を食べます教職員も含めると、大体1日約4,000食を提供するという形で、この学校給食賄い費は年間をいいますと、大体2億300万円ということになっております。

この負担の中身は、ただいま申し上げました給食の材料費であるというふうにお考えいただいても結構かと思いますが、もちろん、学校給食はそれだけでできるわけではありませぬので、施設にかかる費用や人件費というものは別でありまして、これはただいま申し上げました2億300万円のほかに、市のほうでの負担として学校給食管理事務経費という形で約1億5,000万円を計上して、これで学校給食というものはなされているということとございます。

今申し上げました父兄の方々からの保護者からの学校給食賄い費としていただいております給食費でございますが、これの平成26年度決算までの未納額につきましては、830万円、件数にして二百数十件というふうに教育委員会のほうから聞いているところでございます。月末に口座引き落としをしているわけですが、引き落とせないというような場合には、その納付書を送付して納付をお願いしているところでございまして、できるだけ未納者とは連絡をとって、その未納額を減らして保護者の負担の公平性を図るということを努力をいたしているところでございます。

この給食費の公費負担ということでございますけれども、御承知のように残念ながら児童生徒の数は減っていきますので、もし仮に、公費負担をすとしても、その額がどんどんふえていくという性格のものでは、恐らくないというふうに思いますが、現在、例えば27年度の在籍の児童生徒の数で計算をしてみますと、先ほど申し上げたのは教職員も含めての賄い費でございますので、そうでなくて、児童生徒さんだけの保護者負担金でいいますと、どれくらいかといいますと、小学校4,000円掛ける小学校の生徒さん27年度2,151人ほどいらっしゃいますので、掛ける12カ月ということで、ほぼ1億300万円。それから、中学校は4,600円掛ける生徒数が1,280人掛ける12カ月ということで、ほぼ7,000万円余ということでありまして、ほぼ保護者の皆さんに負担をしていただいている給食費は年間を通しますと、大体1億7,400万円程度という計算になります。

これだけのものを、公費負担というような形で負担をして、父兄の負担軽減を図るかどうかと、

こういうことでありますが、ただ、学校給食法という法律の、第11条第1項というところに、学校給食は、施設設備その他運営に係る経費は設置者、郡上市でいえば市が負担をすると、そしてそれ以外の経費、例えばそういう食材費というようなものは主な物ですけれども、それは保護者の負担とするというふうに書いてあります。

したがって、学校給食上は、この食材費は保護者の負担とするというふうに書いてありますので、いわば現在、この学校給食費を公費負担しているところも、この法律にのっとって、一旦は保護者から給食費を納めていただいて、納めていただいた方に補助金という形で、またバックしているというややこしい手続をとっている。一応、その学校給食法の建前というのを守ってるということが、どうも実情のようでございます。

そういう中に、若干この学校給食法に、きちっとそういう費用分担というものを国の法律で定めているということに対して、どのように措置するかということについて、いろいろとそういう点があるということでもあります。法律的な問題と、それからもう一つは、もちろん政策的な意味で、これを本当にどれだけ軽減するかとか、あるいはまったくゼロにするかという、まあ、何のためにするかという判断をしなければいけないことだというふうに思っております。

義務教育における給食というのは、それそのものが食育という教育であるというような考え方もあるでしょうし、また、当然、先ほど来、議論されてますように、いわゆる貧困対策ということもあるかもしれませんし、それから、移住促進の対策であるということもあるかもしれませんし、もっと広く一般的に子育て支援という政策であるということも言えるかもしれません。そういう未納とかいろんな問題があるんですけれども、その給食費の何ていいますか徴収とか、そうしたことの事務の軽減が図れるということ、この点は、今申し上げましたように、一旦いただいてから、また補助金を出すという形になると、いわば事務的な経費としては、手間としては、二重の手間がかかるという実態であるように聞いております。

そのようないろんな問題を抱えておりますけれども、郡上市として子育て支援の一環としてこういうことに踏み切るかどうかと、この辺は教育の本質、あるいは保護者の皆さんのいろんな子どもさんに対する愛情の注ぎ方とかいろいろあると思います。ただ単になければいいという問題でもないかもしれませんので、慎重に検討していかなければいけないと思っておりますが、現在のところは、例えば、本当に困窮しておられる方々には、就学支援金という中に、学校給食の支援の項目が入っております。例えば年間就学援助費で、学校給食費の支援として、小学校では年額3万6,000円、中学校では4万1,000円というような援助をしておるところでありますので、いろいろと総合的に考えて、今後いろいろと、またそういう問題も出てくるかもしれませんが、現在のところは給食費の公費負担というのは、今のところは、私としては考えていないというところでございます。

(11番議員挙手)

○議長（尾村忠雄君） 清水正照君。

○11番（清水正照君） ありがとうございます。いろんな法律の問題とか、事務的な、業務的なこともあるかと思いますが、やはり、社会通念上のいろんな課題もあるかというふうに思います。

先ほど市長が言われました、全国的には子どもの貧困であるとか、そういったことが課題になって、話題になって、給食が唯一の一日の栄養源であるというようなこともあります。郡上市ではそんなことはないというふうに思いますが、子どもたちの健康状態であるとか、そういった生活、家庭環境であるとか、そういったことも十分把握される中で、今後のそういった子どもたちの貧困がとれますか、そういった家庭生活での子どもたちにとっての成長に欠けるようなことがあってはいけませんので、そういった点も十分調べていただく中で、子どもたちがすくすくと育っていくような家庭環境であったり、学校の環境であればなあということを思います。

現状としては、市長としては、給食費の公費負担については、考えていないということをお聞きしましたので、納得しながら質問を終わりたいと思いますが、1点だけ、もう一つ積み残しをしておりましたが、またこの次にできる機会があれば（笑声）したいと思いますので、よろしくお願ひ、何とかしたいと思いますので、よろしくお願ひします。

以上で、一般質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（尾村忠雄君） 以上で、清水正照君の質問を終了いたします。

◇ 清 水 敏 夫 君

○議長（尾村忠雄君） 続きまして、16番 清水敏夫君の質問を許可いたします。

16番 清水敏夫君。

○16番（清水敏夫君） ただいま議長のほうから、お許しをいただきましたので、きょうも朝から市長へは質問の連続でお疲れかというふうに思いますが、私できょうの分は最後でございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

きょう、3つほどテーマを設けさせていただきましたが、最初は地方交付税・合併特例債など合併によります特例財源の終了後の当市の財源確保ということで、お話をさせていただきながら見解を伺いたいと思いますが、さきの12月定例会では、この4年間の地方交付税の段階的削減、それから合併特例債の平成30年の終えんということでお話をさせていただいたんですが、何たって市長はもともと自治省の出身ですし、いろんな意味で地方交付税等、地方財政については、プロフェッショナルではないかというふうに自分は理解をしておりますので、その辺のノウハウをお持ちの市長という形で、この地方交付税につきまして、自分なりの思いを述べながら、また今後の4年後以降の市の財政ということについての検討していきたいというふうに思っております。

今申しましたように、平成31年度からは、文字どおり一本化算定ということで、交付税も現在の

百十六、七億円から106億円ぐらい、まあ11億円ぐらいに減少になっていくんだろうなと、おおよその数字が出ておりますが、ここんところ4年間は交付税と合併特例債でいろんなことがある程度計画を立てて実行できるということになりますけれども、その後のことを考えたときに、その後いろんなことを手がけようと思うときの財源をどうするかと、そしてまた、人口減少ということも起きてくれば税収も、もちろん減ってくるわけですので、両方で財政の総額が抑制をしなければならんという中で、必要経費である社会福祉とかそういった点は、ある程度増加をしていくというようなことも思っていて、また、先ほど質問もございました、上田議員の質問にもありましたが、国勢調査による、少し減り方もおさまったというものの、4万2,000人というものが一つの基準になって、これから交付税が算定をされていくというふうなことを踏まえた場合に、やはり、次の期の、次の4年後以降のこの郡上市の財政をどうして、どう構築していくかということは、今のこの時期にしっかりと考えておく必要があるのではないかなということ、釈迦に説法のようなことではございますが、思っております。

一番、地方交付税ってのは、僕も質問の折りにどんな配分で、郡上市に交付税がどんな中身の中で来るのかなあとということを知りたいと思っていて、一本化、まあ合併というものがなくなった場合の、一本化算定のものを資料を提示を求めておりましたら、きょう、配付をしていただいておりますし、議員のほうにもいただいておりますということでございますが。

これによりますと、まずは基準財政需要額というものがあって、本当に郡上市が普通にやっておった場合に、どのくらいの金額が必要なんだというその需要額から、税金の分の、税収の分の、自主財の分の75%掛けたものは差し引いて、それが最終的な交付基準額という形で出てくるというふうに、この数字で一本化算定になると105億ですかね、そういうふうな数字になっておるというふうに、これを拝見させていただきました。

これを見ますと、まさに人口という部分での配分が、各所に各費目に出てきておりますし、面積配分でいいますと包括算定というところでは、7億円弱の6億9,300万円の需要額を、一応計上してありますが、そういったことから考えたときに、ここで太く囲ってある林野庁の水産行政費、山の関係ですが、これが4億円弱というふうなことで、面積換算というものが加味されるとすれば、この辺のところなんだろうなということをおもって、特に、今の郡上市のような本当に森林を多く持つ自治体にとっては、この森林面積のカウントというものを、大きく打ち出してもらい必要があるんです。

さきに2月の1日、2日ですが、自民党の郡上市支部と有志議員、同志議員の方で、地元選出の国会議員の方々と国土交通省、農林水産省、林野庁にお邪魔した折に、何となく交付税の将来というものを心配をしておるといふ話もございましたが、自分の個人の思いとしては、森林面積でいうと土地の面積でいうと、北海道なんか膨大な面積を持っておるところへ、交付税が流れてしまうと

いう、面積配分でいくと、ところが面積配分ではそういう不条理が起きるということがありまして、なかなか難しいというような話も聞きましたが、土地面積だけではなくて、今の森林の中でも針葉樹林を多く持っているところが、これから世界の農業遺産にもなりました長良川ですけれども、そういった長良川の清流を保ち里川を保つためには、森とはどうしても切っても切れない因果関係があるという中で、広葉樹林は、ある程度置いといても自分で自滅しながら木を大きくしていくという力を持っていますけど、針葉樹だけは、人工林ですので、人間が手を入れないとその山なり森はよくなるないと、元気にならないということがあるんで、ここんとこしっかり地方交付税算定の中に、あえて森林を持っておる面積をカウントするということが、一つは大事ではないかなということをおいながら、まずは、そのことをひとつ市長にどんなことをそのことについてお思いかなということをお聞きしたいということがございます。

それが可能であるかないかということも、もしあればお願いしたいと思いますし。

もう1点は、今言いましたように、この森を整備するということが、日本のこれからにとっても、地域にとっても、大事だとするならば前々から言われている（仮称）森林環境税といったものも、近い次元の中で、このものを実現をして、日本の国民の皆さんにこのことを理解をしていただいて、それぞれの森林を持つ地域の財源に当てて、環境を整えたり、空気を整えたり、水を整えたり、そういったこともかなうようにするということが、大事ではないかということをおいながら、今そういう思いから、一番たくさんそういう面積を持っておる郡上市でございますので、日置市長の強力なリーダーシップと申しますか、今、NHKの朝ドラであさが来たっていうのをやっていますね。あの中で五代友厚さんって方が、「あさ」を見てファーストペンギンとこういって言うとおったようですが、日置市長、ファーストペンギンになっていただいて、ぜひこの森林環境税の分野を、この森林を持つ自治体の代表として、総務省なりへ切り込んで行っていただいて、ひとつこれをかなえてくれというふうなことをしっかりやってもらおうということが、僕は非常に市長ならできるんじゃないかと、どうかファーストペンギンに市長なってください、ということをお願いをしながらこのことの2点について、市長の見解を求めたいと思います。よろしくお願いたします。

○議長（尾村忠雄君） 清水敏夫君の質問に答弁を求めます。

市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） 私の性格上どちらかというと、ラストペンギンになることのほうが多いかもしれませんが、いろんな意味で果敢にいろんな問題にチャレンジ、取り組んでいくということが大事だというふうに思っておりますので、よくそのお言葉を、心に銘じていきたいというふうに思います。

まず、交付税の話をお聞きしたいと思いますが、今お配りしてございます、この平成27年度の普通交付税の、これは郡上市が、もともと1つの市であるというふうに考えられたときに、

一本算定という形で交付税を計算したときの基準財政需要額というのはどうなるかっていうことを、最後の結果だけをまとめたものがございますけども、これは交付税は皆さん、清水議員さんは、これまた元明宝村役場の財政も含めてプロでございますので、よく御存じでありますけども、ここに書いてありますように各行政分野ごとに、どの経費を分けて、それをどういう数値に連関、関連をさせたら一番行政の需要額というものが出せるかということで、そこにあります測定単位というものが決められております。

そして、この測定単位に相応するものとして、測定単位ごとに幾らという掛けるものがございますして、これが単位費用というもので、ここには書いてございません。しかし、例えば、この林野水産行政費というものと、林野及び水産業の従業者数というものに、単位費用は、平成27年度は25万円という単位費用になっております。

したがって、この林野及び水産業の従業者に25万円を掛けると、その自治体の林野行政の一般財源の所要額が出てくると、こういうことになるわけですが、ただ、そういうことなんです、例えば、林野行政一つとってみても、各自治体においていろんな対応の相違があるということで、そういうその対応とかいろんな事情の相違を反映させるために、また密度補正とか、段階補正とか、対応補正とかっていう形で補正係数を掛けるという作業がございます。そういうものを掛けて、したがって、この測定単位の数値掛ける単位費用掛けるその補正係数というものを掛けて、結果的に3億9,950万円という数字が、郡上市の場合は一般的な林野と水産行政をやるときの一般財源の所要額でしよっていう形で出てくる、という形になっておるわけでございます。

そのようなことでありますし、またちょっと気をつけなければいけないのは、普通交付税というのは、こういう形で各自治体の一般財源の所要額を出しますけれども、このとおり予算を組めとかいうことではなくて、これは標準的にあくまでもある自治体のそういう分野ごとに計算してみた一般財源の所要額が、どれだけかかるかっていうことを見たものでございます。

そういうことで、郡上市の場合に二重線が引いてあるところから下のところに基準財政需要額の合計額として、本来、郡上市はそういう意味で、一般財源が163億円要りますねっていうことなんです、国に金がありませんのでということで、いつも申し上げております、臨時財政対策債という立てかえ借金のほうに振りかえてくださいねっていうことで、これだけ10億だけ振りかえて、そういう形で引き算をして基準財政需要額が、152億9,300万円出てきますねと、それと一方別に、基準財政収入額という形で計算した下から2つ目の47億9,000万円ほどは、郡上市は自前で一般財源が調達できますねっていう引き算、それを引き算したものが交付基準額になると、これは非常にまことに釈迦に説法ですが、そういうことでございます。

そういうことで、今お話の郡上市は、こういう林野をたくさん抱えているので、もっと交付税がそういう意味でも措置できるように工夫をすべきだと、こういう御主張であるわけなんです、そ

れでちなみに、平成27年度の2月補正後の郡上市の林業費っていうものを見てみますと、大体平成27年度は、総額で6億2,600万円ほどです。細かい端数は除きますけども、そのくらいでございます。その中に予算として組んでおります財源は、一般財源は3億2,100万円ほどでございます。

したがって、ちょっと見で見ますと、林野及び水産業の従業者数として3億9,900万円だけ一般財源所要額として見てもらってますね、ということになるわけですが、ただしこの中には、過去に起こした林業費の中に見られている林道整備等についての公債費負担分というようなものも、積算をされておりますので、そういうもろもろ要素を除きますと、3億9,950万円の基準財政需要額の中で、一方、水産費っていうものもありますので、そういった面も除きますと、大体3億875万円が、この基準財政需要額としては計算されてるなということがわかります。そうすると、郡上市としては、平成27年度の予算で組むと若干足らんということになるわけでありまして、1,200億円余ほどそういう意味では実際に予算のほうが、余計組んでるということにはなるということでありまして。

そういうことですが、実はこの林業林野及び水産業の経費の中には、測定単位は従業者数というふうになってますが、全く林野のそういう面積というものを、カウントしてないかという補正計数、密度補正とかっていうところで、市の公有林の面積とか財産区有林の面積とかっていうこととか、市の中の公有林、民有林を合わせたものの面積とかっていうものを、いろいろ勘案するという形の補正が行われております。

そういうことでありまして、それでこの今結果ということなんですが、もっと森林に対する、昨今では地球温暖化の対策とかっていうことで、森林の吸収源対策とかってことをやる必要もあるということで、やっぱり、交付税上ももっと見るべきじゃないかっていう議論もあって、これは今、先ほど後段がおっしゃった森林環境税、こういうこととも関連した問題と申しますけども、実は、平成28年度の予算では、こうした地球温暖化対策のために、いろいろとさらに、交付税はそういう意味の、趣旨の増強をすべきであるということがなされまして、ちょっと名前は森林吸収源対策の推進費って形ですけども、地方財政計画の中に全体で500億円ほど地方はそういう財源が要りますねっていうことを、地方財政計画のほうでも歳出に立てられて、その分を交付税できちっと需要額として算入をするという措置が取られるようございまして、500億円のうちの330億円は、先ほど申し上げました単位費用の改善と申しますか、25万円という単位費用の改善に向けられると、あとの残りの分については、地方公共団体の具体的な需要によって特別交付税で170億円は措置しますよと、こういう交付税上の改善措置がとられたようございまして。

そういうことで、先ほど申し上げました平成28年度の林野水産行政費の中の単位費用は、内々の報告、お知らせが総務省のほうからあるようですけども、27年度は先ほど申し上げました25万円ですけども、28年度は26万9,000円ということで、1万9,000円分だけ単位費用が改善されるということだそうです。

そういう形で、郡上市の需要額を算定してみますと、平成28年度は林野水産行政費が3,000万円ほどプラス増になるという改定が見込まれるようでありますので、一定の改定というものはあったのではないかと、その改善があるのではないかとというふうに思っております。

清水議員がおっしゃるように、毎年毎年、交付税については、地方公共団体が自分のところのやっている行政の実態と、交付税の需要額の見方というところにも、一定のそごがあるような場合に、こういう改善をしてほしいという交付税の改正要望っていいですかね、そういうものを出すことになってますが、ともすれば地方公共団体は、一種の我田引水的に自分の都合のいいような算定にしてくれという要望しがちですけども、交付税全体の論理を通じて、しっかりした裏づけのある要望でないとなかなか、それが採択されるってことは難しいようでありますので、よく研究をしてみたいと、このことに限らず、林野水産行政費に限らず、どこの自治体もそういう意味では普通交付税の算定というものについて、改正要望を出すということは、許されておるわけですので、よく勉強をしてみたいというふうに思います。

それから、そういう意味で、もう一つの森林環境税等についても、やはりこれは、私ども郡上市のようなところは、ぜひ新設をしてもらいたいものであるというふうに思いますし、また私どもは努力をしなければいけないというふうに思っています。

(16番議員挙手)

○議長（尾村忠雄君） 清水敏夫君。

○16番（清水敏夫君） 市長ありがとうございました。そういう郡上市の一番の財源のもとでありますので、そういった形で提言もしながら、やっておっていただくというようなことで了解をいたしました。

地方交付税っていうのは、一つの基準でもって交付されるものですから、森林環境税のように特定財源でもって措置してもらおうということが、たまたま、28年度の国の税制改正大綱の中で、平成27年の12月の16日に自由民主党と公明党によって、基本的な考え方が、市長も御承知のように示されておりまして、その中では2020年度、あるいは、2020年度以降の温室効果ガス削減目標の達成に向かって、こういう財源を全国民が負担をして、地方自治体へ森林の機能を高めるために、配分するような仕組みをつくろうということで、28年度も動きがあるように感じますし、最後の文面のところで、ちょうど金子先生からいただいていたものを見ますと、時期については適切に判断すると、こうなっているものですから、これはやっぱり、特定財源の年度の切れる2020年という平成32年になりますので、31年ぐらいから、これが切りかわってこういう森林環境税っていうものが新設をされていって、こういう地域に郡上市のようなところに配分がされるような、そういう特定財源として予算化できるような仕組みができれば、これが一番いいなと思いますので、ここの辺のところを先ほども言いましたように、全国の議会でもつくってますし、県市長会でも環境税の問題は長年取り

組んでおっただきますが、ここんとこで、国のほうもそういう腰を上げてきているというときですので、それに地方の自治体のバックアップが、やっぱり必要なんだということを、強く訴えていくという姿勢が、全ての姿勢が大事だというふうに思いますので、ここんとこで一番に名乗りを上げて、日置市長に旗を振ってほしいなど、そういう思いでおりますので、もう一点だけそのことについての見解を決意を聞きたいと思います。ぜひともよろしくをお願いします。

○議長（尾村忠雄君） 市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） 森林環境税については、全国市長会等も通じて要望をいたしておりますので、努力をしまいたいというふうに思います。

（16番議員挙手）

○議長（尾村忠雄君） 清水敏夫君。

○16番（清水敏夫君） ありがとうございます。ぜひ、頑張ってください財源となれるように御尽力を賜りたいというふうに思います。

それでは、2番目の問題に移りたいと思いますが、テーマに、これは同僚議員のほうでも関連的な山間地の農地の荒廃対策ということでございますので、これはいろいろ出ておりますけども、私としては中山間地域の直接支払制度のことについてなんですけども、特に、この交付単価というのが、都市部と山村部と交付の単価が一応差別を、格差はつけてあるというふうには承知はしておるんですけども、どうも、そういう委託を受けた農作業される方の代表の方々にお聞きをすると、田んぼは同じ田んぼをつくるんでも、転作田をつくるんでも、郡上で小さい田んぼ、山奥の田んぼをつくるよりは、岐阜市周辺の田んぼを何十町歩って受けてやったほうが、うんと効率がいいので、郡上あたりのだんだん奥地に行く土羽のたくさんの4メートルも5メートルもあるような土羽の水田を、将来維持することは、だんだんやらんようになるわいという話を聞きまして、これはちょっと心配だなあと、そうなるとうちには昔はみんな棚田っていいまして、石垣で田んぼが小さかったけどもつくってありましたんで、草の生えるところはあぜぼたって行って、そこしかなかったんですが、今はもう、基盤整備でほとんど土羽、のり面が大きいもんですから、その維持管理が結構大変かなという、これからまさに5年先、10年先のことを考えると、ますます奥地から荒れてくるということがあって、これはやっぱり制度的なものを、山間地域も維持できるような将来ともに、そういう基準単価として見直ししてもらおうということを、郡上市あたりからも類似団体も含めましてですけども、大いにやるべきではないかなということを思いまして、これはちょっと担当部長から、その辺のこの見解をお聞きできればと思います。

○議長（尾村忠雄君） 農林水産部長 下平典良君。

○農林水産部長（下平典良君） それでは、清水議員さんにお答えしたいと思います。初め、中山間地域等直接支払制度ですが、耕作の条件が不利な中山間地を対象としまして、農業生産活動を維持

するために、国と地方自治体が支援する制度でございます。

平成12年度から始まりまして、今回平成27年度からは4期対策ということで、平成31年までの5年間が対象となっております。また、これにつきましては、27年度からは法律に基づいた安定的な措置となっております。

制度ですが、集落等単位に農用地の維持管理していただくための協定を締結いたしまして、5年間にわたって農業生産活動を行う場合に、面積において一定額を交付するというものでございます。

交付単価でございますが、対象となる団地の傾斜の度合いですとか、農地の地目で異なりますが、例えば、20分の1以上の急傾斜地、20メートル行かまして1メートル勾配が高いというようなところでございますが、そういった急傾斜がある田んぼにつきましては、10アール当たり2万1,000円、そして100分の1以上ってということで100メートル行って1メートル高低差があるような緩傾斜の田につきましては10アール当たり8,000円が交付されるというふうな制度でございます。一般的にはのり面が広い急傾斜のほうが、このように単価が高くなっております。都市部においては100分の1以上の急傾斜がなければ、中山間地域等直接支払制度自体が対象とならんということもございません。

現在の協定数でございますが、169協定でございます。集落協定が163、個別協定が6でございます。協定面積のほうですが、1187.2ヘクタールとなっております。急傾斜と緩傾斜の割合でございますが、急傾斜が約37%、緩傾斜が63%になってます。

制度活用の動向でございますが、昨年までの3期対策と比較しますと、協定数でマイナス5、面積のほうで約87ヘクタールほど減少している状況でございます。

そして、中山間地域等直接支払制度と類似した地域の農地、水路、農道等の維持活動を支援する多面的機能支払制度というものが、平成26年度から始まっております。

この制度ですが、農地維持支払交付金と資源向上支払交付金から構成されまして、農地維持支払交付金ですが、農地ののり面の草刈り、水路の泥上げ、農道の路面維持等の基礎的な保全活動が支援対象となっております。一方、資源向上支払のほうですが、水路、農道、ため池等の軽微な補修などの共同作業を支援するものでございます。

これらの活動組織でございますが、中山間地域等直接支払制度と重なる組織もありますが、合計で現在115組織でございます。対象面積はこちらは1,528.66ヘクタールとなっております。

この制度ですが、平成25年度までは、農地・水保全管理支払というふうに呼ばれておりましたが、その制度から比較しますと活動数でプラス105、対象面積でプラス1,023ヘクタールと、活動のほうは大きく増加しております。

これらの交付金を使いまして、のり面の草刈りですとか、そういったものの人夫賃も支払いますので、こういったものの事業を今後も郡上市としては支援していきたいと思っておりますので、よろしく

お願いします。

(16番議員挙手)

○議長（尾村忠雄君） 清水敏夫君。

○16番（清水敏夫君） ありがとうございます。基本的には制度的にはあるものでいいんですけども、結局やる人がいなくなるという、委託をしてやってもらってるやつ、個人ではなかなかそういうことが自分で土羽の草刈りとかを、だんだん年をとっていきもんですから、結局やってもらえぬ農家に、農業集団に任しておるところがやってくれなくなるといかなんということ、その辺のところも一つはあるのかなあと思いますので、これも森林交付税ではございませんけど、何とか市長にひとつそういう改善のするところがあれば、しっかりこのことを市長会等でも取り上げていただいて、この山村の農地の荒廃を防ぐ対策の手当てとして、交付金制度の見直しみたいなこともできればというふうに思いますのは、市長いかがでしょうか。

○議長（尾村忠雄君） 市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） 国のこういう制度があるわけですけども、やはり国ではこういう10アール当たり幾らというような形で全国画一の基準でやっておりますので、とりわけ郡上のようなところについては、実際にこれも交付税と同じようにやはりかかる経費が現実に合ったらんという農業やっておられる方のそういう嘆き、悩みがあるというふうに思います。

郡上市としましては、国会議員さんへの要望とか県への要望という中で、常に中山間地の農業は非常に経費がかかって、なかなか効率的にはいかないんだと、ぜひそういう点をくんだ特別の支援をしてほしいということをお願いしておりますので、ただいまの趣旨も含めて、今後とも要望してまいりたいというふうに思います。

なお、立たせていただいたあれで申しわけありませんが、先ほど、林業系に係る実際の予算措置と交付税上見られてる需要額との間、3億2,000万円余と3億800万円ほどの間に差額があると申し上げましたが、どうもこれまた、きょうは少しミスが多くて申しわけありませんが、1,200億円、億円と言ったようですが、1,200万円ほどの差額があるという意味でございますので、訂正させていただきます。済みませんでした。

(16番議員挙手)

○議長（尾村忠雄君） 清水敏夫君。

○16番（清水敏夫君） ありがとうございます。郡上市の課題を、ひとつ国のほうへ上げていただきたいというふうに思っております。

時間あと7分ほどになりましたが、3つ目につきましては、PR動画っていいですか、このことについて各自治体がやっているところがありますので、郡上市もそういったところに目を向けることはどうだろうかというようなことで、3つ目のテーマにしたわけでございますが。

各自治体発のPR動画を郡上市も制作したら！（ネットで話題殺到中の動画の郡上版を）、とこのことでタイトルをつけさせていただきましたが、既に見られているかとも思いますけども、温泉豊富な大分県がシンフロという動画を発信をして水中ダンスですかね、温泉とそれからシンクロスイミングをミックスしたようなものを動画で流したとか、あるいは、近くでは関市が家庭の婦人がナイフあるいは包丁を使わずに手でこやって野菜を切ろうとするようなこういう動画を出したりとか、一番何かあれなのは宮崎県的小林市のンダモンタン小林かな、これはフランス人の男性のナレーションを使ってアピールしているというのが184万回の再生が動画であったということで、これ実際に小林市がこれを流して、これは市の職員が発案したとかってということも聞いたんですけど、実際どういう状況になってるかそれぞれによって移住へ、小林市へ問い合わせがあったのかどうかってことまでは、僕は確認しておりませんが、いろんな媒体を使ってのPRとかいろんなことあると思いますが、一つのこれも今の時代の手かなあと、ネット動画っていうのは手かなあとということも思いながら、たまたまそんなこと思いながら、郡上ケーブルテレビのチャンネルを見ておりましたら、一人の女性が白山のほうを眺めたり、長滝神社をお参りをしながら、郡上の自然の中で何かそのものにふけっとるといふか、郡上に思いを抱いとるような場面を見させてもらって、あれ、ちょっとこーひねりするといい何かこー特徴ある郡上をネットで売り出す動画になるんじゃないかな、興味持ってもらえるんじゃないかなあなんてことを思ったもんですから。

市の職員の中にも堪能な方がおられたり部長さん方の中にもそういう堪能な方がおられたりするかもしれませんが、市民から募集をされてもいいと思いますけれども、そういったものをひとつ呼びかけることも一つの郡上をアピールする手ではないかなあとということを思いまして、これにつきましては、特別、市長さんでなくてもいいんですが、担当部長さんがおられたら、どこへ聞いたらいいかわかりませんのでコメントがあれば伺っておきたいと思います。

○議長（尾村忠雄君） 市長公室長 田中義久君。

○市長公室長（田中義久君） 特にスマホのユーチューブで、すごくこー何ていいますか手短にそういうものに触れられる時代ですし、何ていいますか映像が訴える力が非常に大きいというふうにしてあります。

ちょうど関市の企画部長からできたすぐ後だと思えますけど、直接見してもらってびっくりをした思い出が自分の中にあります。どうもパッケージにして、そういうことをやってみる御商売の方がいろいろと提案をされて、そして、ユーチューブにどのように載せてどのようにそれがたくさん見てもらえるかっていうところまでフォローしてくれるというふうな仕組みがあるようですけども、自分もいろいろと見ておりまして、すごいなと一つのシティープロモーションビデオの中でいうと、パロディー版っていいますか、逆にそれが訴えるんでありましようけども、一方では、ある意味ではリスクもあるんじゃないかと、僕は小林市のを観てて何を訴えようとしてるのかあんま

りわからなくて、それに幾ら投入されてるのかなと思ったこともあるわけですが、しかし逆にそのことが若い人に訴える力を持って実に184万回再生ということですから、すごいなこう思っています。

郡上市の場合も、まち・ひと・しごと創生総合戦略においても、シティープロモーションでは大事にして、しっかりと郡上市の存在感、認知度を訴えていこうとこうしているわけですが、たまたま今回の取り組みの中でいきますと、関市、美濃市さんと一緒にやっている3市合同の中で、交流移住の今回プロモーションビデオを今つくっている最中でありまして、これはいわゆる実用的な本格派のものでございますけれども、そういうふうな取り組み、あるいは、インバウンド用のプロモーションビデオも現在つくっております。これは5カ国語ぐらいでつくるわけですが、こうしたものと同時に、一般質問についての市長協議の中でも、市長も少し皆さんに笑ってもらえるようなものをつくって取り組む必要があるのではないか、というふうなことも言ってみえたわけですが、我々の仲間といいますか、中でも実はユーチューブに幾つか投稿している面があります。そういうものを職員とかデザイナーの友達といいますか、仲間がいっぱいいますから、そういう人たちの中で何かコラボしてつけれないかということも1回研究してみたいというふうに、今話しているところでございます。

できるだけ郡上が全国区で売り出していける一つの手法としては、有効なものではないかと思っておりますので、研究させていただきたいと思っております。

(16番議員挙手)

○議長（尾村忠雄君） 清水敏夫君。

○16番（清水敏夫君） 市長、それから室長には紳士的にお答えいただきましてありがとうございました。特に市長にはこの4年後を見据えた郡上市の姿も頭に描きながら、また御奮闘をいただきたいというふうに思っております、今後とも御活躍を祈念をしたいと思います。よろしく願いをいたしたいと思っております。

ちょうど時間となりましたので、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（尾村忠雄君） 以上で、清水敏夫君の質問を終了いたします。

◎散会の宣告

○議長（尾村忠雄君） これで本日の予定は全て終了いたしました。本日は、これで散会をいたします。

長時間にわたりまして御苦労さまでございました。

(午後 3時51分)

上記会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

郡上市議会議長 尾村 忠雄

郡上市議会議員 武藤 忠樹

郡上市議会議員 渡辺 友三